平成２９年知内町議会第１回定例会（１日目）

◎　招集年月日　　平成２９年３月９日（木）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　平成２９年３月９日（木）　午前　９時３０分
◎　閉会日時　　平成２９年３月９日（木）　午後　４時２３分

◎　出席議員

１番	五十嵐　捷　爾	６番	西　山　和　夫
２番	花　井　泰　子	７番	木　村　　一
３番	吉　田　峰　一	８番	笠　松　悦　子
４番	松　井　盛　泰	９番	谷　口　康　之
５番	成　澤　五　郎	１０番	伊　藤　政　博

◎　会議録署名議員　　１番　五十嵐　捷　爾　　５番　成　澤　五　郎

◎　欠席議員　　な　し

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	大　野　幸　孝
副町長	網　野　　眞
総務企画課長	小田島　伸　二
生活福祉課長	松　崎　輝　幸
税務会計課長	帰　山　亮　一
産業振興課長	西　野　俊　一
地域創生推進室長	島　津　泰　博
建設水道課長	佐々木　孝　幸
建設水道課主任技師	佐　藤　和　人
産業振興課主幹	森　永　　茂
ものづくり推進室主幹	三　原　知　明
教育長	本　間　茂　裕
学校教育課長	田　中　志津夫
社会教育課長	松　本　泰　行
知内高等学校事務長	小　嶋　　隆
学校給食センター長	(田　中　志津夫)
代表監査委員	西　内　貞　治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村　上　義　久
議事係長	筒　井　俊　介

平成２９年知内町議会第１回定例会議事日程

（第１号）　　平成２９年３月９日（木）午前９時３０分開議

日 程	議 件 番 号	議　　件　　名
第 １		会議録署名議員の指名　１番、五十嵐捷爾君　５番、成澤五郎君
第 ２	委員会報告第 １ 号	議会運営委員会報告について（委員長報告）
第 ３		会期の決定について
第 ４		議長の諸報告
第 ５		町長の行政報告
第 ６		追跡質問
第 ７		一般質問
第 ８	議案第１号	平成２８年度知内町一般会計補正予算（第１０号）について
第 ９	議案第２号	平成２８年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第 10	議案第３号	平成２８年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について
第 11	議案第４号	平成２８年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
第 12	議案第５号	平成２８年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
第 13	議案第６号	平成２８年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）について
第 14	議案第７号	平成２８年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について
第 15	議案第８号	知内町中小企業振興のための融資等に関する条例の一部を改正する条例について
第 16	議案第９号	知内町旅館・民宿・下宿整備事業利子補給条例の一部を改正する条例について

●　開会宣言・開議・議事日程

◎　議　　長（伊藤政博）

皆さん、おはようございます。

平成２９年知内町議会第１回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、町政執行方針等を基に、平成２９年度予算を審議する重要な議会であります。予算は１年限りのものとはいえ、その波及効果は後年度に大きく影響するのは当然のことであります。議員各位においては、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、町政の課題全般について町民との情報共有を重視し、本町の将来を見据え、町民の要望を諸政策に反映すべく十分に審議を尽くしていかなければなりません。本定例会の議事運営に特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。

只今の出席議員数は、１０人です。定足数に達していますので、平成２９年第１回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（伊藤政博）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１番、五十嵐捷爾君及び５番、成澤五郎君を指名します。

● 委員会報告第１号　議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第２、委員会報告第１号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る３月３日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委 員 長（木村　一）

議会運営委員会報告について。

平成２９年知内町議会第１回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成２９年３月９日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成２９年知内町議会第１回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

平成２９年３月９日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、１、会議開催状況、開催日、３月３日。出席委員、木村、笠松、吉田、西山、谷口。欠席委員なし、説明員なし。事務局、村上、筒井。２、会期について。今定例会の会期は、３月９日木曜日から１６日木曜日までの８日間としたい。３、議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。４、付議案件について。付議案件は、諸報告１件、行政報告１件、委員会報告２件、一般質問２件、議案２０件、同意１件、行政執行方針２件、意見書案４件、議長発議４件である。５、予算審査特別委員会の設置について。新年度予算に関連する議案第１０号から第２０号までの１１議案については、議長を除く議員全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これを付託し審査する。８、議長の諸報告、説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上でございます。

◎ 議　　長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員長から報告があったとおり、本日から３月１６日までの８日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月１６日までの８日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、『議長の諸報告』を行います。

平成２８年知内町議会第４回定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職の出席要求については、お手元に配付のとおりでありますので、ご承知願います。これで議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町　　長（大野幸孝）

平成２９年第１回知内町議会定例会を開会するにあたり、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

第１点目は、ふれあい懇話会の開催状況についてであります。平成２３年度から町民の意見、要望を町政に反映させたいという思いから、各町内会の開催要望を受けて、町長、副町長、教育長、各課長が出席して、ふれあい懇話会を開催したところであります。開催状況は、１月９日の湯ノ里町内会から２月１５日のはまなす町内会までの８町内会で開催をさせていただきました。説明内容は、知内町メガソーラー発電事業の概要から、町道重内上雷線の整備事業までの１２項目、これは各町内会によって項目、説明の内容は変わりますけれども、全体で１２項目について説明をさせていただいたところであります。

第２点目は、知内川の維持管理懇談会の開催についてであります。知内川の河畔林や中州の除去による河川環境の向上に向け、町が河川管理者である北海道に対して、対策を要望してきたことを受けて、函館建設管理部が主体となって、知内川維持管理懇談会を２９年の１月１０日に開催をさせていただきました。中央公民館で開催をしたわけでありますけれども、出席者については、北海道が任命した河川の専門家３名のほか、漁業関係者、

流域町内会長等、９名の委員が出席を致しました。協議の内容については、委員による現地視察確認後に知内川維持管理計画案について協議したところであり、今後の河畔林の伐採や中州の掘削除去を計画的に進めていくことを確認させていただいたところであります。

第３点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。平成２９年第１回定例会が２月９日に開催をされまして、議案第１号については、平成２９年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算について、発議案第１号について、閉会中の所管事務調査について、いずれも原案どおり可決されたところであります。

次に４点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。平成２９年第１回定例議会が２月１４日に開催され、議案第１号の平成２８年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について、議案第２号、平成２８年度北海道後期高齢者広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第２号）について、議案第３号の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第４号の平成２９年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、議案第５号の平成２９年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算については、いずれも原案どおり可決されたところであります。

第５点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成２９年第１回定例会が２月２４日に開催され、議案第１号、職員等の旅費に関する条例等の一部改正について、議案第２号の渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について、議案第３号の平成２８年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算について、議案第４号の積立金の処分について、議案第５号の平成２９年度渡島西部広域事務組合一般会計予算については、いずれも原案どおり可決されたところであります。

第６点目は、Ａコープ知内店の閉店についてであります。Ａコープ知内店を経営しております、株式会社新函館協同から、同店を平成２９年３月末で閉店する旨の報告がありました。経営改善に向けて、売上げ回復の努力をしてきましたが、赤字解消には至らず、さらには、今後、老朽化した冷蔵設備の更新に多額の費用を要することから、閉店することになったとの説明を受けたところであります。なお、提出を頂いた資料なんですけれども、平成２８年２月から平成２９年の１月までの実績は、売上額１億６千万円、利用者数延べ６万６千人という数字をいただいたところであります。私としましては、閉店するとの結論を出す前に、再建等の協議を全くしていただけませんでしたので、大変残念に思っているところであり、年間の利用者延べ６万人以上の町民の皆さんが利用しておりますので、新たな事業展開ができないかについて、早急に検討協議をしてまいりたいというふうに考えているところであります。以上、６点についてご報告を申し上げます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

●　追跡質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第６、「追跡質問」を行います。

順番に発言を許します。質問ありませんか。

２名の方がいますので、番号の若い順という規定となっておりますので、２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

それでは、質問をさせていただきます。私は昨年の第２回定例会に平和都市宣言、是非、知内町でもしていただきたいというふうに質問を致しました。そのときに、町長からは、今年、町制５０周年、それに向けて、何らかの形にしていきたいと、そういう思いであるというふうにお答えいただいたかなというふうに思っています。今回、議案が提出されましたし、それから、町長の所信表明、それから、教育長の表明など、私が期待を持って読んでみました。どこかにそういう文言があるのではないかと、しかし、１つも触れられていなかったというふうに、私は思っています。今、世界の中でも、日本の中でも、平和というのは大変、大事な時期に来ているのではないかというふうに思っていますので、予算を伴うことなので、そういった中に書かれていなかったかなというふうなこともございますけれども、私としては去年の質問の経過から、是非とも、今年は何らかの形にしていただきたいと、そういう思いでいっぱいでありましたので、町長のお話を伺いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

今、２番議員さんからの一般質問の追跡ということでありまして、前回、ご質問をいただいたときに、前向きに町制５０周年という年でもあるので、それに合わせてということを答弁させていただいたというふうに思っております。それで、本年度、行政執行方針の中にも盛り込まれていないということでのご指摘でありましたけれども、町制施行５０周年という記念事業を今、展開するということは、方針の中にも入れさせてもらっていますし、新年度の予算の中にも組ませていただいております。それで、今の考え方でありますけれども、議会の皆様方の同意をいただけるのであれば、６月議会にその条例案を提出させていただければというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

是非、議会の皆さんの協力も得て、６月議会には町長から条例案の提出をお願いしたいというふうに思っております。どうぞ、よろしくお願い致します。終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、６番、西山君。

◎　６　　番（西山和夫）

前回、あすなろ学園の経過について、お尋ねをさせていただきました。その中で、前田中教育長とのお話合いをさせていただいて、我々議会との障がい者雇用の将来的なものをいろいろ議論している中で、お互い思いが一緒になったということで、田中教育長がその思いを早速、あすなろ学園に訪問していただいて、現在、交渉過程が進んでいるんだろうということで、質問させていただきました。それでですね、お尋ねしたいのはですね、前田中教育長とその後、連絡を取って報告しているのか、その辺、お尋ねします。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

前田中教育長との連絡はしておりません。それで、前回、６番議員さんからの質問で、当初、平成２６年の８月から、あすなろ学園との折衝をさせていただいたところであります。これは前回、説明をしております。このきっかけはですね、何とか文化交流センター、旧中の川小学校をそういう授産施設として使っていただけないかということで、管轄しております教育長に最初にアポを取っていただいて、協議を進めていただいているということで、私なりにそういう理解をしております。ですから、全く前教育長を要するに度外視しているという話ではなくて、流れの中で、そういう状況になっています。ですから、まだまだ課題はありまして、今、新しい体制づくりにも努力をさせていただいておりますので、当然、町とあすなろ学園と協定という形に今なってこようかなと、正式に、そのときにですね、是非、出席をしていただけるような体制は考えさせていただいているところであります。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、西山君。

◎　６　　番（西山和夫）

お尋ねしたというのはですね、やっぱりこのあすなろ学園に対する功労者だと思うんですよね。取っかかり作っていただいたわけですから。前教育長に。そういう思いで、今、進展している、その中で、人間の温かみというのか、やはりそういう人たちに感謝を述べるというのも大事なんだろうと思います。そういう意味では、前田中教育長というのは、報道等ではいろいろ経過等、認識しているんだろうと思いますけれども、また、町長から直接連絡があって報告するのと、報道等で知るのと、やっぱり感情的なものというのは、受け取り方というのは違うだろうなという思いなんです。ですから、できれば、町長にそういう、現状こうなりました、謝意というか、ありがとうございましたというくらいは、報告して、直接お話していただきたかったなという思いがあります。それだけです。なければいいです。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで西山君の追跡質問は終わります。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで追跡質問を終わります。

●　一般質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第７、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、あらかじめ議長に通告のあった順序により行います。

順番に発言を許します。

２番、花井泰子君。

◎　２　　番（花井泰子）

それでは、議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、「空き家及び特定空き家に係る助成制度について」３点について、お伺いをいたします。

１点は、今年度、空き家及び特定空き家について、調査したと思うが、調査結果はどう

であったかということです。
それから、２点目は、空き家の有効活用を考えた場合、リフォームし貸付けすることも一つの考え方だと思うが、リフォームの際の助成制度について考えているかどうか、お聞きしたいと思います。
３点目は、特定空き家について、取り壊す際の助成制度は考えられないか。
この３点について、質問を致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

第１点目の空き家調査結果をということでありますので、小田島課長の方から説明をさせます。
それから、第２点目のリフォームの貸付制度、それから、第３点目の特定空き家については、私の方から説明させていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

小田島総務企画課長。

◎　総務企画課長（小田島伸二）

それでは、調査結果の事実関係について、私の方からご説明を申し上げます。
平成２６年度に空家等対策の推進に関する特別措置法の成立してございます。当町では平成２８年７月２０日に「知内町空家等対策協議会」を設立してございます。協議会の委員は、町長、町内会連合会長、社会福祉協議会の事務局長、民生委員協議会の会長、警察関係者、それと建築の専門家の方々を委嘱してございます。その協議会を設立しながら、空き家等の調査方法や今後の展開について、いろいろと協議を進めてきているところでございます。
まず、その中で、平成２８年１０月１４日から３１日まで、町内の方、公募を致しまして、２名の方に調査員となっていただきまして、町内全域の空き家について調査をしてございます。その中で、調査の項目と致しましては、住宅の種類・構造・階数・門扉・間口・塀・車庫・駐車場・前面の道路の状況ですとか、外観状況については、写真もすべて撮ってございます。それと、空き家等の状況については、建物・外壁・屋根・窓ガラス・附属物・郵便物やごみ等の放置状況だとかも確認をしてございます。更に特定空き家、状況の悪い空き家の可能性についても調査をしてきているところでございまして、全体の調査の結果として、戸建ての専用住宅の空き家は１３０件が確認されてございます。更に物置２６件、車庫・農舎が１１件、その他として３３件ということで、合計２００件が確認されてございます。そのうち、所有者の未照合が１３件ございます。更にこれらの２００件のうち、特定空き家、そのまま放置すると倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態などで、放置することが不適切な空き家をいうんですけれども、その可能性物件については、戸建専用住宅では６０件、物置５件、車庫・農舎では２件、その他８件ということで、２００件の中で、７５件が特定空き家に該当するのではないかという調査結果でございます。
更にこれらの調査結果を受けまして、昨年１２月なんですけれども、戸建専用住宅所有者、若しくは、管理者の方々に対して空き家に関するアンケート調査を実施してございます。現在の使用の状況、利用頻度、空き家となってからどのくらい経っているか、現在の管理の状況、取壊しや改修の予定があるのか、利活用の意向について、更に町に期待する

支援策等について回答を収集してございますけれども、回答の収集率は約４割ということでございました。

今後、アンケート結果・意見を踏まえまして、３月の頭にも対策協議会を開催してございますけれども、「空家等対策計画」というのを平成２９年から３３年の５か年計画と致しまして、施策の大きな柱、３点でございます。空家化のまず、予防をする。次に空き家となってしまった場合には、有効活用する。管理不十分な空き家、特定空き家でしょうけれども、それらの対処を施策の３本の柱をこの計画の中で決めていきながら、具体的な施策を展開するということで、先日の対策協議会で確認をしているところでございます。事実関係につきましては、以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

２点目の空き家の有効活用を考えた場合に、リフォームし貸付けすることも一つの考え方だと思うが、リフォームの際の助成制度についての考え方はということでの問いであります。住宅のリフォーム、それから、解体については既に国の「小規模住宅地区等改良事業」中、「空家再生等推進事業」補助率が２分の１の制度が、もう国としても制定されております。更に今後、活用を予定しております。これをですね、積極的に活用していきたいという考え方をさせていただいております。ただ、国の予算でありますので、制約等もあるというふうに理解しておりますので、いろいろと困難な場合が想定されるということであります。その辺は十分認識をさせていただいております。そのことからですね、既に議員もご理解いただいているというふうに思いますけれども、町単独で今、地域材の活用住宅等助成事業ということで、リフォームから新築から附帯施設、物置１００個の部分で地場材を活用していただける場合については、住宅のリフォーム、それから、新築の場合については、上限１００万円、附帯施設には５０万円という制度を既に事業展開をさせていただいておりますので、新たに空き家に対してリフォームする助成制度をということでありますけれども、現時点では、その要するに既存の制度が活用できるという考え方をさせていただいておりますので、空き家の部分についてのリフォームに対する支援というのは、現時点では考えていないということでご理解いただければというふうに。

それから、第３点目の特定空き家について、取り壊す際の助成制度は考えられないかということであります。実は今回、まちづくり懇談会、それから、ふれ懇のときにもですね、各町内会から空き家の課題について提言をしていただきました。それで、まず、どういう状況になっているかということで、今、課長から説明をさせましたけれども、全体の空き家が全町内でどのくらいの数があって、そして、特定空き家というのがどのくらいあるかということをきちんと行政として把握しなければ、軽々に条例案を作って、取壊しを幾ら助成しますよということは、まだ段階的には先だろうという話も実はさせていただいたところであります。そんなことから、今、協議会、計画案も示されております。そんなことも含めてですね、私は解体を今までそういう特定空き家を投げておくというのは、やっぱり景観上好ましくないというふうに思っていますので、うちの方できちんとデータベース化にして、特定できた場合については、町としてもそんな考え方をもう福島町が特定空き家の解体助成という制度を持っていますので、その辺も含めた中で、早急に方向性を出したいということを各町内会でも申し上げてきておりますので、その空き家等対策協議会の場でですね、その辺を集約していただいて、助成制度の考え方を早急に結論を見い出していきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに。

◎　議　　長（伊藤政博）
２番、花井君。
◎　２　　番（花井泰子）
今、ご答弁いただきましたけれども、まず、第１点目の調査の関係なんですけれども、実は議会側としても、平成２６年の６月、それから、昨年２８年の６月、２回調査をしております。私たちが議会としてやっぱり調査したのは、この町内にたくさんの危ないなというような特定空き家が見られるということと、お金を掛ければ使えるなという空き家、それがあるということで２回調査致しました。町長にお聞きしたいんですけれども、今、縷々、計画を話されましたけれども、私たち議会としても非常に大切なことだというふうに思って調査をした、そのことについて、どういうふうな認識をされていますか。
◎　議　　長（伊藤政博）
町長。
◎　町　　長（大野幸孝）
行政は行政の立場、議会は議会の立場で調査をしていただいたというふうに理解をしております。これは町民の皆様方のニーズというのは、今、そういう、もし、町が要するにそういう取壊しの助成制度を設けていただけるのであれば、手を掛けられるということの重い、それから、近隣のやっぱり住宅を所有している人方がやっぱり空き家として何年も放って置かれたことによって、冬なんていうのは要するに除雪というか、きちんと管理できませんので、影響があるという、そんないろいろな思いで発言をしていただいているのかなというふうに思っていますので、それはきちんと行政の立場として、町民の皆様方の考え方をニーズを捉えさせていただいて、ですから、先ほど申し上げましたけれども、今、空き家等対策協議会という、１つの組織を立ち上げさせていただいたところでありますので、そこの中で前向きに今、検討していきたいというふうに思っています。これは町民の皆様方のニーズがそういう形であるということは、各町内会を回らせていただいて、私自身もそういう認識を持っているということでご理解をいただければと思います。
◎　議　　長（伊藤政博）
花井君。
◎　２　　番（花井泰子）
わかりました。実は議会というか、私としては、取り組みが遅かったのではないかというふうに実は捉えています。協議会も昨年の６月ですか、立ち上げられたと、町長を会長にして、７名の協議員の方がいらっしゃるというふうに聞いていますけれども、これまで協議会というのは、何回ほど開かれていますか。
◎　議　　長（伊藤政博）
総務企画課長。
◎　総務企画課長（小田島伸二）
協議会は先ほどもご説明しましたけれども、立ち上げ時に１回とその１回目の協議会の検討を受けまして、町内の空き家を調査しておりますので、その結果について報告しながら、今後の対応を検討するということで、３月の頭に２回目ということで、現在２回の協議会を開催してございます。
◎　議　　長（伊藤政博）
花井君。
◎　２　　番（花井泰子）
２回協議会を立ち上げたということですが、私どももこの１月、２月ですか、議会報告

会を行いました。各町内からやはり空き家のお話も出ました。多分、協議会の方ではないかなという方からも、もう少し早くやった方がいいのではないかというような意見もございましたので、これはもっと早くやるべきだったなというふうな思いでいましたので、このお話をさせていただきました。是非、先ほど町長がご答弁をされたような方向ではどんどん急いでやっていただきたいんです。なぜかと言いますと、知内町は移住、定住のまちですか、１０か年計画の中で、とても皆さんいらっしゃいと、知内のまちはすばらしいよというふうな、移住、交流、定住のまちですか、そういうことを大々的に謳った割には、そういうことを早くして、こんなにちゃんとした町だよということをやっぱり広げていきたいという思いがすごくあります。そういった面でも、早くやっていただきたいなというふうに思っています。

質問の２点目に移ります。２点目ですが、町長からのご答弁で、リフォーム条例は今ある制度で十分賄えるので、新しく作るつもりはないというふうにおっしゃいました。２分の１の補助もあるということなんですけれども、昨年の質問でもリフォーム条例のことを質問させていただきましたけれども、リフォーム条例というのは、町長がおっしゃった地域材を活用した、そういうことも中に含めてできるような中身なんですよね。一番いいのは、地域材だけでなくて、いろいろなことに使える。地元の零細中小といいましょうか、建設業の方、その方たちが仕事ができると、それに特化したのがリフォーム条例の中身なんです。ですから、地元の業者さんが仕事をする。それから、町で幾らかの補助金を出す。その中で壁を塗りたいとか、屋根を塗りたいとか、それから、段差をなくしたいとか、いろいろなことが出てくるのですが、そういうところにきちんと目を向けてやると、町内の建設業者さんが仕事は大きくないですよ。何十万円かの仕事かもしれませんけれども、例えばそこの何割か、町が負担することによって、業者さんも仕事がある、それから、地域の皆さんも補助が出るんだから、もうちょっときれいにしようと、今住んでいる住宅をもうちょっと住みやすくしようと、いろいろなことに使えるというのがリフォーム条例なんです。ですから、私としては、地域材活用も中に含めたリフォーム条例を是非やっていただきたいし、研究していただきたいんです。ほかの地域でたくさんやっていて、とても業者さんが喜んでいるし、やっていただいた町民の方も喜んでいると、そういう中身なんです。地域材に特化してしまうと、そこしか使えないですよね。それから、２分の１があると言いましたけれども、これは国の予算を心配もしなくても、町独自で頑張ってやれる、そういう条例です。ですから、単価は安いです。しかし、地域の活性化につながると、そういうリフォーム条例なので、是非、これは研究をしていただきたいと、町長、何かご意見がありましたら、お願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

前回の質問をいただいたときにも答弁させていただいたというふうに思っています。地域の企業の育成というか、そういう制度を設ければ、要するに地元の企業の人方が受注を受けて、要するに働ける場所ができる。これはまさしく地域材活用住宅の助成事業を新しく設けるときに、これは議会の皆さん方といろいろと議論をさせていただきました。それと、あくまでも地元の材を使うことによって、そして、地元の企業が施工していただけるということを１つの考え方としてまとめたのがそういうことです。今、２番議員さんが言うのは、基本的に地場材を使わないとしても、リフォームという形でそれを何とかできないかということでありますので、現時点は、基本的にはこれは国の２分の１補助金ありま

すけれども、これはなかなか厳しいので、そういうことを受けて、町単独で３年間の期限を決めてやらせてもらいました。それが地域の皆様方の要望があるので、更に今、３年間延長してやっているということでありますので、十分にその辺は町民の皆様方が理解をして、要するに使っていただいているというふうに思っています。ですから、この制度がないのであれば、新しい制度ということを考えてもいいだろうと思いますけれども、今の時点では、この地域材の活用住宅等の助成事業、これで私はですね、大筋、その辺はカバーできるのかなと、そして、地元の企業の皆様方もそういうことをやることによって、そして、地元で要するに材を使うということであれば、林業関係の皆様方も今までの需要でなくて、別な形で今、そういう住宅材を供給できるということでありますので、そんなことも含めて、もう企業としては新たな設備投資をしている企業もありますので、その辺はご理解いただければというふうに思います。ただ、今、これ３年やって、更に今、３年延長します。その中で、次に今、延長する中で、今、２番議員さんが指摘するものは、町民の皆様方が本当にそういうニーズがあるのか、これはきちんと調査を検証をさせていただければというふうに思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

町長の意見とは合わないというふうに私も思っていますが、新築をする、１００万円とか、それから、地域材を使うというのは、私は反対ではないんです。もちろん。それは進めていただきたいんです。それ以外にあるでしょうということなんです。地域材を使わない、いろいろな仕事があると。そこを私はプラスをしてやっていただきたいということなんですが、どうも町長とは意見が合わないようなので、私も更に研究をしたいというふうに思うのですが、全国いろいろなところで、このリフォーム条例は生きていて、本当に喜ばれているということなんですよね。ですから、地域材を使う、使わないということよりも、もちろん使って、それはもう私も大切なことだと思うんです。もちろん賛成です。しかし、それ以外にありますでしょうということで、町長は３年間の地域材を活用したのがあるから、それで何とか賄えるというふうにおっしゃるので、私の意見とはそこでは全然かみ合いません。ですから、これは一旦引っ込めますけれども、私ももっと研究して、町長に納得いただけるような質問をしたいというふうに思いますけれども、本当にそういうことでは、前回もちょっと例に出しました、今金町というところも住宅リフォーム条例を使って、相当、町民の皆さんに喜ばれていると聞きました。ですから、もちろん地域材も使っていると思います。それは材木のところはもちろん材木を使うのは、それはやぶさかではありません。しかし、そればかりではないというところに、このリフォーム条例の生きた中身があるんですけれども、平行線ですので、これはなかなか□□はないというふうに思うのですが、今回、この質問をなぜ、もう一回したかといいますと、議会では所管事務調査をして、空き家を調査をしたときの、ここに少しお金を出してやると、たまたま議会報告のときに、一軒家を探しているという、そういう方がいました。だけど、探せないんだよなという話もありまして、それだったら、本当にそういう今、これからデータベースも入れて、細かく調査をしたので、どれだけの家が手入れをしたら、ちゃんと住めるようになるか、そういうこともこれからわかってくるというふうに思います。ですから、それからでも遅くはないというふうには思うのですが、そういう業者さん、貸してと言われても、一軒家ってわからないんだよなという人が業者さんの中にもいました。それから、個人の方もいました。そういうことも含めて、この空き家対策の意味合いにおいても、私

はリフォーム条例が必要だというふうに再度、質問するということにしましたものですから、これはまたもう少し研究してみたいというふうに思います。

３点目にいきます。３点目は、町長からは前向きのご答弁だったかなというふうに思います。私も隣の福島町のことは聞いておりまして、上限６０万円で半分というふうに聞いていますから、本当にこれは是非、是非、早急にやっていただいて、先般、去年４回ほど台風が来た中でも、ハウスをどこからか飛んできたあれでハウスが壊れてしまったという、そういう農家の方の発言もありました。ですから、そういう意味においても、何が起きるかわからないということでは、是非、早急に景観上見るに堪えないとか、そういった特定空き家は、やはり補助金を出して、そして、是非、知内に皆さん来てくださいよと、知内はこんなに頑張っていますよ、そういう形ででもやっていただきたいなと私も思っていますので、具体的な計画があれば、お聞きしたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

今の時点で、今定例会で具体的にこれだけの要するに特定空き家、補助金をこれだけ持ちますよということは、まだ、結論を見いだしておりません。というのは、基本的には、持ち主の責任なんですよ。そこに税をつぎ込むということが、果たしてどういう基準でなければ、要するにそういうことですよね。やっぱり大野幸孝所有の要するに今、住宅がありますよ、知内を離れていますよ、でも、それはずっと放っておいていて、要するに所有者が特定して、知内町内にいない、でも、その人がやっぱり責任なんですよ、自分の所有でありますから。それを町民の皆様方の税をそこに充当して、解体をすると。これは簡単ではないというふうに私は理解しています。ですから、どういう条件を整えて、そして、要するに町の税をそこに投入しても、そうすると、この条件であれば、町民の皆様方が理解をしていただくということをきちんとやっぱり協議をしなければ、軽々に要するに１００万円、１２０万円の解体費で、６０万円を２分の１を助成しますよという形にはならないということだけご理解ください。要するに基本的には持ち主の責任であります。そういう放っておく状況がどうしてそういうふうに放っておいているのか、その辺もきちんと調査をしなければ、軽々にそこには税をつぎ込めないというふうに理解していますので、ですから、先ほど言いました。空き家等の対策協議会という１つの組織があります。各階層からというか、組織からそこに代表として来ていただいていますので、その方々の意見を尊重させていただいて、要するに知内町のそういう特定の住宅というのは、どういうふうに手を掛けなければならないのかということを十分に議論をさせていただいた上でなければ、軽々には提案をできないんだというふうに思っていますので、その辺は２番議員、ご理解いただければというふうに。

◎　議　　長（伊藤政博）

花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

そうです。もちろん、個人の責任がまず、第一にあるということは、私も承知しています。ですが、国の制度ができたというのも、こういった大変な日本中、特定空き家があるということで、問題が起きて、平成２６年の１１月ですか、国が法律を作りました。ですから、国としても、放っておくわけにはいかないという状況の中で、５年間の時限立法ですけれども、できたというふうに思っています。ですから、これは税金の使い道は本当にいろいろな考え方があると思います。これから育つであろう子どもたちのために使う、だ

から、今、暮らしている高齢者や住民のために少しでもより良い環境の中で、知内は良いところだよというふうな、そういう形で住んでもらう、いろいろとあるかというふうに思います。それから、産業を興して、お金をつぎ込んで、新しい担い手をなるべく若い人に知内に住んでもらいたいというような思いで、税金を使うという方法もあるかと思います。税金の使い方はそれぞれだというふうに思いますし、今、町長が言われたように、本当に個人の責任ではありますけれども、今、知内は１０か年計画を立てて、是非、知内に皆さん来てください、良い町ですよと、打って出ようとしていると私は思っています。ですから、そういう面でもやっぱり危険な特定空き家などは、何とか税金の中から何割かでも出して、そして、早く解消をしたいと。その前にもちろん調査はあります。ですから、先ほど言いましたように、早く私は手をつけていただきたかったというふうな思いでおります。ですから、これから少し早めていただけるかなというふうに思うのですが、是非、そういう形でやっていただければというふうに思って、質問を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に８番、笠松悦子君。

◎　８　　番（笠松悦子）

それでは、私の方から質問させていただきます。

今、障がい者が農業の担い手となる「農福連携」の取り組みが広がっておりますけれども、病気等でやむなく障がいを負ってしまった方々の中には、何らかの形で社会復帰したいと考えている方もいると思われます。

同じく農業を基幹産業としている他の自治体でも「農福連携」の取組を始めておりますが、この知内町において、取り組みの考えがあるのか、町長さんに所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

障がいをお持ちの人方の就労の場の確保、これは各自治体の課題であろうというふうに思っています。それで、今回、事業を展開していただける、あすなろ学園との要するにいろいろと協議、この考え方からスタートさせていただいたということで、まず、ご理解をいただければと思います。それで、今、答弁書にも一応、内容についてお答えをさせていただいておりますけれども、基本的には、知内町に障がいをお持ちの人方が何とか農業に携わることができないかということであります。私はですね、何とかその辺の体制づくりはしていきたいという思いがあります。ただ、残念ながらというか、なかなかそういう受入れまでのやっぱりその課題等もやっぱり現実にあるんだろうというふうに思っていまして、町が仕掛けるとか、それから、ＪＡが仕掛けるというのは、そして、個々の農家の皆様方が仕掛けるというのは、難しいんだろうというふうに今、思っています。でも、基本的には、障がいをお持ちの人方の就労の場の確保というのは、町の本当に大きな責任だろうというふうに思っていますので、幸いにして、今、このたび、あすなろ学園がここで事業展開していただけるということになりましたものですから、それをですね、何とかあすなろ学園との連携を図らせていただきながら、町内にいる在宅の障がい者の皆さんも含めた中で、農業の就労ということの関わりを何とか持っていただける、そんなですね、仕組みづくりを検討していきたいというふうに、前向きに検討をさせていただければというふうに思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

笠松君。

◎　８　　番（笠松悦子）

わかりました。なぜ、私がこういうふうに思ったかと言いますと、実はこういう立場になる前に、町の事業の地域活動の方の事業にちょっと協力させていただいておりました。その中で、いろいろな毎週、毎週、違うことをやるんですけれども、そこを利用されている方々が、私たち農業女性と交流するときの意気込みというか、何かそういう態度を毎週、毎週、違うことを感じていましたので、前回はこういうことをしていたけれども、この顔、同じ人なんですけれども、違っていたなとか、やっぱり私もずっと思っているんですけれども、農業というか、自然相手、どんな体の人でも、自然とふれあうということは、健康上からも、また、精神的なことからも、すごい有益なことが生まれると思うんです。そういう中から特にやっぱりいろいろな自分の経験上から思いました。そして、今年からなんですけれども、多分、役場の方々はもうご承知だと思うんですけれども、北海道の方の農業経営局の方でも障害者雇用促進推進事業費ということで、新規で設けておりますし、いろいろとあるんですよね、そういうことなどを利用しながらというか、今、急に農家の人たちにこういう方々と触れあって、使ってみませんかといっても、やっぱりある程度の知識とか、認識がなければ、お互いにうまくいかないと思うんです。だから、こういうことを利用しながら、これの利用の中にも謳われておりますけれども、そういうセミナーとか、そういうことに利用できるお金を用意してもらっているので、町としてもそういう方向性を見つけてもらえるような考えお持ちでしょうか。

◎ 議　　長（伊藤政博）

町長。

◎ 町　　長（大野幸孝）

先ほども申し上げました。前向きに検討をさせていただきたいというふうに思います。それで、先ほども言いましたけれども、個々でやるというのはなかなか面倒だろうというふうに私も理解しておりますので、どんな形で要するに町内の農業経営者の皆様方が、そういう障がいをお持ちの方々を受け入れられるような体制を構築できるかということが、１つの大きな課題になろうかというふうに思います。ですから、すぐ受けてくださいというのは、なかなかそれは難しいと思いますので、ですから、先ほど言いました。あすなろ学園というのは、いろいろとそういう経験がある、そして、社会福祉法人でありますので、そこを介して、どんな形で知内町で事業展開できるか、これをですね、前向きに検討させていただければというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議　　長（伊藤政博）

８番、笠松君。

◎ ８　　番（笠松悦子）

せっかくここに道の駅だとか、それから、いろいろなところで野菜関係の直売などもしております。私、前に質問させていただいたときに、農家でも生産組合に入っていない農家が数多くあるということで質問させていただきましたけれども、そういう方々とも連携を取りながらやっていくと、お互いの生きがいも生まれるのではないかと思いまして、これからやっぱり進めていただきたいなと思っております。本当に単直ではありましたけれども、私の質問はこれで終わらせていただきます。

◎ 議　　長（伊藤政博）

町長。

◎ 町　　長（大野幸孝）

せっかくご質問いただきましたので、１つだけ触れさせていただきます。今、湯ノ里地域であすなろを開設する準備を進めていまして、まず、要するにあすなろに来ていただくための環境整備というのは、どういうものがあるのかということを今、いろいろと理事長と詰めさせていただいてい

ます。その中で、空き店舗の活用といいますか、要するに将来的には、あすなろパンというのは、乙部で事業展開していますので、できれば、知内町でもあすなろパンの製造をして、知内町でその販売をしたいという理事長の思いがあります。それで、湯ノ里町内会の郵便局の向かいのある店舗が今、空きとなっています。これもですね、町内会からの要望で、何とかそこの空き店舗を活用してもらえませんかという、その要望も受けておりますので、その辺も視野に入れて、そうすると、高齢者の皆様方の生きがい対策になりますし、障がいをお持ちの人方の就労の場の確保ができていくんだろう。そして、もう１つは、踏み込んで、今、議員が言われるように、農業の担い手として、要するにそういう障がいのお持ちの人方がそこに関わりを持っていけないかどうかというものを経験がある社会福祉法人でありますので、是非、そんなことで、前向きに検討を進めていかせていただければというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議　　長（伊藤政博）

８番、笠松君。

◎ ８　　番（笠松悦子）

わかりました。本当に私もこれからもっともっと勉強したいと思いますので、皆さんと一緒に歩んでいけたらなと思いますので、本当にありがとうございました。よろしくお願い致します。

◎ 議　　長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩致します。再開は、１１時３０分と致します。

（　休憩　午前１１時１７分　）

（　再開　午前１１時３０分　）

◎ 議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

◎ 議　　長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町　　長（大野幸孝）

今議会に上程しております議案２０件、同意１件について、ご説明を申し上げます。

議案第１号の平成２８年度知内町一般会計補正予算（第１０号）については、歳入歳出にそれぞれ１億９，２５６万１千円を追加して、４９億１，９９８万７千円とするものであります。補正の主な内容は、知内産業担い手センター整備に伴う関連事業費、ものづくり産業振興基金及び公共施設等整備基金積立金、公共土木施設災害復旧工事費の追加と事業費確定等による減額の差引きによるものであります。

議案第２号から議案第６号までは、知内町国民健康保険事業会計ほか４特別会計の平成２８年度補正予算であります。事業費の確定等により、５特別会計合わせて２，５４４万３千円を減額し、１５億７，２６８万３千円とするものであります。

議案第７号は、平成２８年度知内町水道事業会計補正予算第３号については、年間給水量等事務の予定量の補正及び収益的収入支出並びに資本的収入支出を補正するものであります。

議案第８号は、知内町中小企業振興のための融資等に関する条例の一部を改正する条例

について。並びに議案第９号、知内町旅館・民宿・下宿整備事業利子補給条例の一部を改正する条例については、いずれも条例中、函館信用金庫知内支店を道南うみ街信用金庫知内支店に文言を整理するものであります。

議案第１０号は、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、給与に関する条例のうち、扶養手当について改定するものであります。

議案第１１号は、知内町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律ほか関係法令の改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであり、内容は個人住民税住宅ローン控除制度の適用期限の延長、軽自動車税のグリーン化特例の延長、法人町民税の税率改正などであります。

議案第１２号は、知内町介護保険条例の一部を改正する条例については、保険料特例にかかる経過措置の取扱いについての附則の改正であります。

議案第１３号は、知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、道路法施行令の改正に伴い、道路占用料の額を改正するものであります。

議案第１４号から第１９号までは、一般会計ほか５特別会計の平成２９年度予算であります。議案第１４号は、平成２９年度知内町一般会計予算についてでありますが、予算の総額を歳入歳出それぞれ平成２８年度当初予算比で３億７，７６４万円増の４３億６，１６０万円と定めるものであります。主な事業と致しましては、ものづくり産業振興事業、町道重内上雷線改良舗装事業、中央公民館・スポーツセンターのバイオマスボイラー整備事業のほか町制施行５０周年記念事業等であります。議案第１５号から第１９号までの５議案は、知内町国民健康保険事業特別会計ほか特別会計の平成２９年度予算であります。５特別会計合わせて予算の総額を歳入歳出それぞれ２８年度当初予算と比較して、１億３，１００万６千円増の１５億４，４０４万１千円と定めるものであります。

議案第２０号は、平成２９年度知内町水道事業会計予算についてでありますが、事務の予定量、収益的収入及び支出、並びに、資本的収入並びに支出について定めるものであります。

同意第１号は、教育委員会委員の任命についてであります。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

●　議案第１号　平成２８年度知内町一般会計補正予算（第１０号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第８、議案第１号、『平成２８年度知内町一般会計補正予算（第１０号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎　総務企画課長（小田島伸二）

議案第１号、平成２８年度知内町一般会計補正予算（第１０号）についてでございます。

平成２８年度知内町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第１条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億９，２５６万１千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４９億１，９９８万７千円とするものでございます。

２と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正ごと歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正でございます。第２条、地方債の追加及び変更は、「第２表地方債補正」によります。

繰越明許費の補正でございます。第３条、繰越明許費の追加は、「第３表繰越明許費補正」によるものでございます。

例によりまして、歳出から説明致します。４９ページをお開きください。

今回の補正は、基本的には、決算見込みに基づく減額の補正でございます。説明を簡略にさせていただきますので、よろしくお願い致します。

１款１項１目議会費から１６８万３千円を減額し、４，１２４万３千円とするものでございます。９節旅費から１１節需用費まで、それぞれ決算見込みによりまして、不用と見込まれる額を減額するものでございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から１３２万６千円を減額し、５，０７２万３千円とするものです。同じく１１節需用費から１３節委託料まで、不足、不用が見込まれる額をそれぞれ追加、減額するものでございます。

２款１項３目財産管理費から３７１万１千円を減額し、４，４７９万６千円とするものでございますが、基本的に７節賃金から１８節備品購入費まで、同じく決算見込みに基づいて、不足、不用が見込まれる額をそれぞれ追加、減額するものでございます。ただ、１７節の公有財産購入費につきましては、湯ノ里のメガソーラー用地として、民地の買収費の予算を計上してございました。民地の方々の部分では、土地の所有者のご了解の基にすべて予定通り土地を取得しておりますけれども、森林組合の土地、４７，４２１㎡、当初、買収を予定してございましたが、計画内容の精査及び現地確認の結果、森林の状態となっており、台帳地目は原野だったんですけれども、非常に良い木が生えているということで、計画区域から除外し、今回、購入を取りやめてございます。更に農協の所有地についても、パネル設置区域から除外したということもございまして、牧場と畑だったんですけれども、雑種地の単価によることなく簿価で買い入れることとしているために、不用が発生した１６０万円を減額するものでございます。

次です。２款１項４目財政調整基金費に８，００４万５千円を追加し、８，９９６万５千円とするものでございます。２５節積立金について、減債基金からふるさと創生基金まで、預金利子を積み立て、公共施設等整備基金とものづくり産業振興基金につきましては、２８年度一般会計歳計剰余金の見込額のうち、公共施設整備基金に２千万円、ものづくり産業振興基金に６千万円を積み立てようというものでございます。

２款１項６目企画総務費から４００万円を減額し、５４７万５千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金のふるさと創生事業の補助金を決算見込みによりまして、減額するものでございます。なお、ふるさと創生事業の補助金の決算見込みにつきましては、実績報告書見出し１の１０ページ、１１ページに記載してございますので、ご参照お願いします。

２款１項７目計画調査費から１０万円を減額し、１８０万５千円とするものです。１１節需用費の印刷費について、不用額を減額します。

２款１項１０目公害対策費から９６万７千円を減額し、１，２８３万８千円とするものでございます。１３節委託料の地球温暖化対策実行計画改定委託料の不用額を減額するも

のでございます。
２款１項１１目地域会館管理費から２２７万８千円を減額し、２，２１３万３千円とするものでございます。１５節の工事請負費では、会館の改修予定をすべて完了しておりまして、不用額を減額し、更に１６節原材料費も不用額を減額するものでございます。
２款１項１２目自治振興費から１３２万４千円を減額し、６，４２１万７千円とするものでございます。１１節需用費から１９節負担金補助及び交付金まで、決算見込みに基づき不用と見込まれる額を減額します。ただし、１１節需用費の中で、防犯灯の修理費が増加しておりまして、不足が見込まれる額を今回、追加しようというものでございます。
２款１項１６目地域創生推進費に２億２，７１７万円を追加し、２億３，５１０万２千円とするものでございます。主な内容は、地域産業における新規就労者の確保に向け、研修の受入施設として整備を検討してまいりました、しりうち地域産業担い手センターにつきまして、国の補正予算であります地方創生拠点整備交付金の内定をいただいてございます。この部分で、９節旅費から１５節工事請負費まで、設計費用、工事費用、事務費等の必要額を追加するものでございます。なお、本予算は、全額、平成２９年度に繰り越して、平成３０年４月からの供用開始を予定しているものでございます。詳しい内容は、予算説明資料見出し２の１ページに記載してございます。
２款３項戸籍住民登録費、１目戸籍住民登録費に３６万９千円を追加し、８６２万５千円とするものでございます。通知カード、個人番号カード関連事務委託料を追加するものでございます。これは全額国費でございます。
２款４項選挙費、２目参議院議員通常選挙費から１４６万６千円を減額し、７１２万円とするものでございます。１節報酬から１６節原材料費まで、選挙事務の完了に伴いまして不用額を減額するものでございます。
２款４項６目渡島海区漁業調整委員会委員選挙費から２１１万５千円を減額し、１７万９千円とするものでございます。無投票となっておりまして、不用額を減額するものでございます。
６３ページ、２款５項統計調査費、１目人口農林商工教育統計調査費から２５万７千円を減額し、３９万６千円とするものでございます。１節報酬から１４節使用料及び賃借料まで、業務の完了に伴いまして、不用額を減額するものでございます。
次に９款消防費をご説明します。９６ページをお開きください。９款１項１目消防費から４０７万５千円を減額し、２億６９０万６千円とするものでございます。決算見込みに基づきまして、不用額が見込まれる額、１９節負担金補助及び交付金から減額するものでございます。
次に１３款職員等給与費の説明です。１１４ページです。一番最後のページです。１３款１項１目職員等給与費から３８４万２千円を減額し、７億９，６７４万６千円とするものでございます。１節報酬から７節賃金まで、決算見込みにより不足が見込まれる額の追加及び不用額の減額をするものでございます。総務企画課は以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（松崎輝幸）

６４ページをお開きください。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費から３９７万２千円を減額し、７，６５９万１千円とするものです。１２節役務費、１９節負担金補助及び交付金については、年金生活者等支援臨時福祉給付金及び臨時福祉給付金実績により、それぞれ減額。２８節繰出金、国民健康保険特別会計操出金、額の確定により

減額するものです。
３目老人福祉費から２４２万円を減額し、１億７６３万６千円とするものです。８節報償費から１９節負担金補助及び交付金については、それぞれ不用額により減額するものです。また、２８節繰出金、後期高齢者医療特別会計操出金、額の確定により減額をするものです。
４目心身障害者特別対策及び母子等福祉費から１１０万４千円を減額し、１億２，５５６万７千円とするものです。７節賃金から１９節負担金補助及び交付金まで、それぞれ事業の実績見込みにより減額をするものです。
５目介護保険費から１２６万７千円を減額し、９，０４４万３千円とするものです。２８節操出金、介護保険特別会計操出金の額の確定により減額をするものです。
６８ページ、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費から１０４万９千円を減額し、２，１７２万２千円とするものです。１２節役務費、１９節負担金補助及び交付金、子育て支援金、事業の実施見込みにより減額をするものです。
２目児童措置費から１７９万８千円を減額し、1億３，５９７万６千円とするものです。７節賃金、学童保育支援賃金に不足が生ずることから、５４万７千円の追加。１３節委託料、知内保育園広域入所に４１万３千円の追加。１９節負担金補助及び交付金、一時預かり事業補助金１４７万３千円の減額。２０節扶助費、児童手当、実績により１２８万５千円を減額するものです。
３目児童福祉施設費から１８１万８千円を減額し、６６３万９千円とするものです。７節賃金、支援保育士賃金１８９万円の減額、１１節需用費、給食費、園児数の増により１５万円の追加。１４節使用料及び賃借料、７万８千円を減額するものです。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費から６６６万５千円を減額し、３，０５９万４千円とするものです。７節賃金から１９節負担金補助及び交付金まで、実施見込みにより不用額を減額するものです。
続きまして、７２ページ、３目環境衛生費から２１万円を減額し、６００万８千円とするものです。７節賃金を減額するものです。
４目診療費に１００万円を減額し、1，３５９万９千円とするものです。１１節需用費、薬剤費を減額するものです。
７４ページ、５目保健医療総合センター費から５０万円を減額し、８７９万７千円とするものです。需用費に不用額が見込まれることから減額するものです。２項清掃費、１目清掃費に５６３万５千円を減額し、１億６，５２１万１千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金、額の確定により減額するものです。以上で生活福祉課の説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎　産業振興課長（西野俊一）

続きまして、産業振興課関係の補正予算について、ご説明致します。
７６ページをお開きください。５款１項１目労働費から６８万円を減額し、１０３万８千円とするものであります。これは１２節役務費と１９節負担金補助及び交付金につきまして、それぞれ実績見込みにより減額するものです。
次に７７ページ、６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費で、補正額はありませんが、機構集積支援事業補助金の交付決定を受けたことから、財源の組替えを行うものです。

次に７８ページ、３目農業振興費から１０７万９千円を減額し、４億５，８８８万６千円とするものです。これは、９節旅費から１８節備品購入費につきまして、各事業の不用見込額を減額。１９節負担金補助及び交付金につきまして、低所得安定対策支払推進事業補助金が配分額の減により減額。経営体育成支援事業補助金が事業者の消費税課税区分の変更によりまして、１万円の追加。多面的機能支払交付金が助成対象地目の確定により減額。地域づくり総合交付金事業が栽培用パイプハウス等導入実績の減により減額。鳥獣被害防止対策助成金が実績額の見込みにより減額するものであります。

次に７９ページ、４目農地費から９９万２千円を減額し、１，９２０万３千円とするものであります。これは７節賃金と１４節使用料及び賃借料につきまして、不用見込額を減額。１９節負担金補助及び交付金につきまして、食糧供給基盤強化特別対策事業補助金の実績額により２地区の合計７８万円を減額するものであります。

次に８０ページ、６目農村活性化センター公園管理費から４０万円を減額し、２５５万７千円とするものでございます。これは１１節需用費で農村公園注意看板修繕費の不用額を減額するものであります。

次に８１ページ、７目知内ダム管理費から５３万円を減額し、１，３０１万９千円とするものであります。これは、７節賃金と１２節役務費、１４節使用料及び賃借料、２７節公課費につきまして、それぞれ不用見込額を減額。また、１１節需用費につきまして、放流警報装置プリンター修理費の追加。１３節委託料につきまして、保守点検業務委託料の執行残として、それぞれ減額するものであります。

次に８２ページ、２項林業費、２目林業振興費から２４３万円を減額し、１，８６６万円とするものであります。これは、１９節負担金補助及び交付金につきまして、ハンター資格取得等助成金と森林整備対策事業補助金の確定によりまして、執行残として減額するものであります。

次に８３ページ、３目造林事業費から８１万６千円を減額し、１，５５５万６千円とするものであります。これは、１３節委託料につきまして、町有林整備事業の確定により、執行残として減額するものであります。

次に８４ページ、３項水産業費、２目水産振興費から９６万３千円を減額し、３，２４０万５千円とするものであります。これは、７節賃金と１１節需用費につきまして、それぞれ不用見込額を減額。また、１９節負担金補助及び交付金につきまして、漁具洗浄施設電源改良事業助成と水産物加工処理施設冷凍設備機能改善事業助成は、事業の確定により執行残を減額。水産多面的機能発揮対策事業負担金は、不足が生じることから追加補正するものであります。

次に８５ページ、４項１目ものづくり産業振興費から５，３０６万円を減額し、１億７，４６５万１千円とするものであります。これは、８節報償費から１９節負担金補助及び交付金につきまして、それぞれ不用見込額を減額するものであります。

次に８６ページ、７款１項商工費、２目商工振興費から１４５万６千円を減額し、３，１３６万５千円とするものであります。これは、１２節役務費から１９節負担金補助及び交付金につきまして、それぞれ不用見込額を減額するものであります。

次に８７ページ、３目観光費から３１９万６千円を減額し、１億３，５７８万６千円とするものでございます。これは１１節需用費から１５節工事請負費につきまして、それぞれ不用見込額を減額するものであります。

次に８８ページ、６目健康保養センター費から１３万５千円を減額し、３，０６３万９千円とするものであります。これは、１４節使用料及び賃借料につきまして、執行残を減

額するものであります。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐々木孝幸）

８９ページでございます。８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費から住宅耐震改修等補助金を１０８万６千円を減額し、２３万９千円とするものでございます。

次のページでございます。２目下水道整備費から４３１万１千円を減額し、１億３，６８２万円とするものでございます。１９節負担金補助及び交付金から２８節操出金までの事業費の確定による減額と追加となっております。

次のページ、９１ページでございます。２項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費から３１万４千円を減額し、２１０万４千円とするものでございます。９節旅費、１１節需用費、１３節委託料で、事業費の確定及び確定見込みにより減額するものでございます。

９２ページでございます。２目道路維持費から１８１万３千円を減額し、８，７９０万円とするものでございます。１２節役務費から２７節公課費まで、それぞれ事業費の確定及び精算により減額、追加するものでございます。

９３ページでございます。３目橋梁維持費で６５４万７千円を減額し、５，６３１万７千円とするものでございます。１１節需用費、１３節委託料、１５節工事請負費で、事業費の確定及び不用が見込まれる額の減額でございます。

次のページをお開きください。３項河川海岸費、１目河川総務費から山栗川河道掘削工事の事業費確定による不用額２０万４千円を減額して、８９５万７千円とするものでございます。

次に９５ページでございます。４項住宅費、１目住宅管理費から２８９万６千円を減額し、２，７６７万２千円とするものでございます。１１節需用費では、修繕費に不足が見込まれることから２０万円の追加。１３節委託料から１６節原材料費まで、事業費の確定及び不用が見込まれる額、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、１１３ページをお開きください。１１３ページ、１１款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費、１目土木施設災害復旧費に６，２８１万３千円を追加して、６，６２６万２千円とするものでございます。１５節工事請負費で普通河川重内川災害復旧工事、町道東莱３号線災害復旧工事を合計で６，２８４万円を追加し、９節旅費、１１節需用費では、それにかかる経費分を追加しております。また、１３節委託料では、事業費確定による不用額、１２万９千円の減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に学校教育課長。

◎　学校教育課長（田中志津夫）

それでは、９７ページをお開きください。教育委員会関係でございます。

１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費から７４２万７千円を減額し、３，３１１万２千円とするものです。内容につきましては、８節報償費から２５節積立金まで、それぞれ不用と事業の確定により、それぞれ減額するものでございます。

９８ページです。３目学校給食センター費から１０５万円を減額し、５，７０４万６千円とするものです。内容につきましては、９節旅費から１８節備品購入費まで、額の確定と不用と見込まれる額で減額するものでございます。

９９ページです。２項小学校費、１目学校管理費から３６９万６千円を減額し、５，１７１万３千円とするものです。内容につきましては、７節賃金から１８節備品購入費まで、不用と見込まれる額及び額の確定により、それぞれ減額するものでございます。

１００ページです。２目教育振興費に３１万１千円を追加し、９６７万１千円とするものです。内容につきましては、１８節備品購入費で現在、各小学校で使用されている社会科副読本の内容が、約１２年前の内容となっており、現状とかい離していることから、平成２９年度当初より内容等を一新し使用するために、印刷製本として１２１万１千円を追加し、教育備品とそれから、２０節扶助費では、不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものでございます。

１０１ページです。３項中学校費、１目学校管理費から２６３万７千円減額し、３，１２２万円とするものです。内容と致しましては、３節職員手当から１８節備品購入費まで、不用と見込まれる額及び事業費の額の確定により、それぞれ減額するものでございます。

１０２ページです。２目教育振興費から６４万円を減額し、６９４万８千円とするものです。内容につきましては、２０節扶助費で不用と見込まれる額を減額するものでございます。

１０３ページです。４項高等学校費、１目学校管理費から３６２万７千円を減額し、４，８００万９千円とするものです。内容につきましては、７節賃金から１８節備品購入費まで、不用と見込まれる額及び事業費の額の確定により、それぞれ減額するものです。

１０４ページです。２目教育振興費から５７万７千円を減額し、８８５万３千円とするものです。内容につきましては、１１節需用費から１８節備品購入費まで、不用と見込まれる額及び額の確定により、それぞれ減額するものでございます。

１０５ページ、５項幼稚園費、１目幼稚園管理費から１９２万円を減額し、９１８万円とするものです。内容につきましては、７節賃金から１４節使用料及び賃借料まで、不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものです。

１０６ページです。６項社会教育費、１目社会教育総務費から２８５万１千円を減額し、９１６万１千円とするものです。内容につきましては、８節報償費から１９節負担金補助及び交付金まで、不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものでございます。

１０７ページです。２目公民館費から５０４万６千円を減額し、３，８８６万９千円とするものです。内容につきましては、９節旅費から１５節工事請負費まで、それぞれ不用と見込まれる額及び事業費の額の確定により、それぞれ減額するものでございます。

１０８ページです。３目郷土資料館費から１２万円を減額し、３９１万５千円とするものです。内容につきましては、８節報償費で、不用と見込まれる額を減額するものでございます。

１０９ページです。４目青少年交流センター管理費から２５万２千円を減額し、６９１万２千円とするものです。内容につきましては、８節報償費で、不用と見込まれる額を減額するものでございます。

次に１１０ページです。５目文化交流センター費から５２万円を減額し、２６０万２千円とするものです。内容につきましては、１１節需用費で、不用と見込まれる額を減額するものでございます。

次に１１１ページです。７項保健体育費、１目保健体育費から９６６万４千円を減額し、８，７４５万８千円とするものです。内容につきましては、７節賃金から１９節負担金補助及び交付金までで、不用と見込まれる額及び事業費の額の確定により、それぞれ減額するものでございます。以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろし

くお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、午後１時と致します。

（　休憩　午前１２時００分　）

（　再開　午後　１時００分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、休憩以前に引き続き、会議を再開致します。

歳出の説明が終わりましたので、これより歳入、地方債の説明を求めます。

総務企画課長。

◎　総務企画課長（小田島伸二）

それでは、歳入について、ご説明を申し上げます。

６ページです。１款町税、１項町民税、１目個人に１９１万８千円を追加し、１億５，５２０万２千円とするものでございます。収入見込みによりまして、所得割の追加、滞納繰越分の減額をするものでございます。２目法人です。６４９万３千円を追加し、３，６２７万８千円と致します。確定申告による所得割の増による追加です。同じく２項固定資産税、１目固定資産税に２４６万円を追加し、４億４，１８９万９千円とするものでございます。償却資産分の収入見込みによる追加。同じく収入見込みによる滞納繰越分の減額でございます。

同じく１目軽自動車税です。４０万５千円を減額し、１，２４０万６千円とするものでございます。登録台数の減少に伴う減額です。１目たばこ税でございます。５５１万２千円を減額し、３，８９４万４千円とするものでございます。消費本数の減に伴う減額でございます。

５項１目入湯税から３２万３千円を減額し、２５８万７千円とするものでございます。入湯客数の減少に伴う減額です。

９款１項１目地方交付税です。４，９３３万１千円を追加し、２０億３，２３２万円とするものでございます。交付税の算定によりまして、決算見込みによる追加でございます。

１１款分担金及び負担金、２項負担金、２目民生費負担金から６万円を減額し、１，２０７万３千円とするものでございます。決算見込みによる保育料負担金の減額です。

１１款２項３目教育費の負担金３７万４千円を追加するものでございます。知内町以外の他の町の幼稚園の広域入所にかかる町の負担金の追加でございます。

１２款使用料及び手数料、１項使用料の６目教育使用料から９６万円を減額し、１，８３６万２千円とするものでございます。決算見込みによります、幼稚園、保育料の減額です。

１３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金から３６万５千円を減額し、１億２，０９５万２千円とするものでございます。１節から６節まで、それぞれ決算見込みによる追加、減額を行うものでございます。

１３款１項２目災害復旧費国庫負担金に５，０２７万２千円を追加するものでございます。歳出１１３ページでご説明申し上げました。災害復旧費に対応する国庫負担金を追加するものでございます。

１３款２項国庫補助金、１目土木費国庫補助金から５５９万５千円を減額し、４，８２７万円とするものでございます。１節から３節まで、決算見込みによる追加及び減額でございます。

１３款２項２目教育費国庫補助金から２０２万４千円を減額し、２５３万５千円とするものでございます。中央公民館スポーツセンター木質バイオマスボイラーの実施設計分の補助金の決算見込みによる減額でございます。

１３款２項３目民生費国庫補助金から４３８万６千円を減額し、２，９１１万７千円とするものでございます。対応する歳出に連動し、それぞれ２節、３節決算見込みによる減額でございます。

１３款２項４目総務費国庫補助金に５５万３千円を追加し、１，４１３万５千円とするものでございます。同じく決算見込みによる追加、減額でございます。

１３款２項５目農林水産業費国庫補助金から６，１３４万１千円を減額致します。農山漁村活性化プロジェクト分、過疎債への組替えによる減額でございます。

同じく１３款２項６目地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、８，９１７万円を追加し、１億１，５９７万円とするものでございます。産業担い手センター整備にかかる地方創生拠点整備交付金の追加でございます。

１３款３項委託金、１目総務費委託金から１３１万２千円を減額し、７０２万１千円とするものでございます。参議院通常選挙事務の完了により、委託金を減額するものでございます。

１４款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金に７７万７千円を追加し、８，４３６万４千円とするものでございます。２節から７節まで、それぞれ決算見込みによる追加、減額でございます。

１４款２項道補助金、２目民生費道補助金から１９万９千円を減額し、１，２６２万３千円とするものでございます。同じく８節から１１節の補助金の決算見込みに基づく追加、減額でございます。

１４款２項３目農林水産業費道補助金から３２８万円を減額し、４億４，４８４万４千円とするものでございます。同様に１節農業費から３節の水産業費の補助金につきまして、決算見込みによる追加、減額を行うものでございます。

１４款２項４目教育費道補助金から３１万７千円を減額し、６１万円とするものでございます。同じく決算見込みによる減額でございます。

１４款２項５目衛生費道補助金に２７万４千円を追加するものでございます。同じく決算見込みによる追加です。

１４款３項委託金、１目総務費委託金から２３９万５千円を減額し、８４４万３千円とするものでございます。統計調査及び選挙の委託事務の完了に伴う減額でございます。

１４款３項４目土木費委託金に７万３千円を追加し、１３５万１千円とするものでございます。同じく決算見込みによる追加です。

１５款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入に２５５万８千円を追加し、２，０１２万９千円とするものでございます。１節土地建物貸付収入、光ケーブル貸付収入の決算見込みによるものでございます。大きくは、光ケーブルの加入世帯の増加による追加でございます。

１５款１項２目利子及び配当金に１０万３千円を追加し、３０６万２千円とするものでございます。各基金の利子確定による追加補正でございます。

１５款２項１目財産売払収入に２６万円を追加し、９５６万円とするものでございます。町有地譲渡収入なんですけれども、道道小谷石渡島知内停車場線の小谷石地区の傾斜地の部分がございます。この度、北海道の方で防災対策工事を実施していただくことになりまして、隣接する山林の町有地１，３２２㎡を北海道に譲渡するものでございます。

１７款繰入金、２項基金繰入金、１目積立金繰入金から１億３，１１１万１千円を減額し、３億５，００６万７千円とするものでございます。各基金につきまして、充当を予定していた歳出の減及び過疎債のソフト分への組替えと財源調整による減額でございます。

１９款諸収入、３項貸付金元利収入、３目奨学資金貸付収入から４００万円を減額し、７５０万円とするものでございます。決算見込みによる減額です。

１９款４項受託事業収入、１目総務費受託収入に５０万円を追加し、５４０万円とするものでございます。簡易郵便局取扱事務の増に伴う追加でございまして、同額を委託料として支出してございます。

同じく１９款５項１目雑入から４７万円を減額し、１，９６１万１千円とするものでございます。決算見込みによる減額です。

２０款１項町債、２目土木債に１，１３０万円を追加し、４，０２０万円とするものでございます。橋梁長寿命化補修事業につきましては、当初ソフト事業分として、過疎債のソフト事業分として予定していましたけれども、ハード事業の分として同意を得たために、ソフト事業分を減額し、ハード事業としての道路橋梁債を追加するものでございます。また、災害復旧事業にかかる財源として、災害復旧事業債を追加するものでございます。

２０款１項３目の教育債です。１，１６０万円を追加し、６，２００万円とするものでございます。１節の過疎債ソフト分につきましては、当初、基金繰入ですとか、一般財源の対応を予定してございましたけれども、歳出について、過疎ソフト分の充当が可能となったことによる追加です。また、２節、３節につきましては、決算見込みによる追加と減額でございます。

同じく２０款１項４目の消防債でございます。２２０万円を減額し、１，１６０万円とするものでございます。それぞれ防火水槽、消火栓の事業費確定に伴う起債の減額でございます。

同じく５目民生債に３３０万円を追加し、１，３５０万円とするものでございます。過疎債のソフト分の財源組替による追加と減額でございます。

同じく６目農業債から６０万円を減額し、６４０万円とするものです。ダム管理事業の決算見込み、減額になっているんですけれども、それに対応した減額でございます。

７目労働債から６０万円を追加し、９０万円とするものでございます。新規高卒者等雇用奨励事業過疎ソフト分を充当してございますけれども、そちらの決算見込みに対応した減額でございます。

同じく９目総務債に１億３，９２０万円を追加し、１億５，３９０万円とするものでございます。主な内容は、産業担い手センターにかかる補正予算債に追加及び事業費確定に伴った起債の追加補正でございます。

同じく１０目の商工債に５，２６０万円を追加し、１億２，０５０万円とするものでございます。それぞれ交付金からの組替を追加。更に観光案内板につきましては、当初、過疎債の観光レクレーション施設というメニューで申請してございましたけれども、大きな観光施設と同時設置する案内板は、この過疎債充当可能ということだったんですが、今回、案内板のみということで、起債の充当から外れたというこで、減額しているものでございます。

１１目衛生債から４４０万円を減額し、１，６８０万円とするものでございます。衛生事務組合のストックヤードの事業費確定に対応した起債の減額でございます。

１２目水産業債に１３０万円を追加し、２１０万円とするものでございます。資源培養管理型魚礁試験及び漁場管理助成事業に過疎ソフト分を充当するための追加、更に水産基

盤整備事業につきましては、一般財源の対応としたための減額でございます。
次に地方債の補正です。3ページでございます。第２表地方債補正の追加でございます。先ほど歳入のところでご説明を申し上げました、災害復旧事業債の限度額に１，２４０万円を追加しようというものでございます。更に次のページ、（２）の変更のところでは、同じく先ほどの歳入の町債のところでご説明を申し上げました、それぞれの起債の限度額を対応して追加、若しくは、減額をしようというものでございます。
５ページです。第３表、繰越明許費の補正でございます。追加です。繰越明許費の追加ですけれども、記載のとおり、しりうち地域産業担い手センター整備事業から公共施設災害復旧事業の５つの事業につきまして、平成２９年度に繰り越して事業を実施する必要があるため、総額２億９，７９６万５千円の繰越明許費をお認めいただきたいという内容でございます。平成２８年度一般会計補正予算の説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。
まず、最初に１款議会費。何かありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に２款総務費。
９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

５１ページのメガソーラーの部分で、先ほど総務企画課長の説明でありますと、何か予定している土地の部分が外れてしまったと私は理解したんですけれども、それでよろしいんでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎　総務企画課長（小田島伸二）

湯ノ里地区の旧共同育成牧場の土地にメガソーラーを設置するということにつきまして、全体８０ｈａのうち４０ｈａほどにメガソーラーのパネルを設置するという計画でございました。それで、先ほどもご説明を申し上げましたけれども、そのうち、森林組合の所有の土地、国道側の手前の方にある土地なんですけれども、そちらが４７，４２１㎡ございます。４町７反という面積なんですけれども、台帳地目が原野ということでございまして、当初、全体の計画区域の中に含め買収予定をしてございました。計画の内容を精査していき、なおかつ、現地を確認したところ、台帳は原野なんですけれども、木が生えていて、森林の状態になっているということで、なおかつ、手前の方の北側の斜面ということもありましたので、そちらの方にはパネルの設置は必要がないということになりまして、計画区域からも除外をしておりますので、そちらの方の購入を取りやめてございます。更に先ほどもご説明を申し上げました、農協の土地も手前の方にあるんですけれども、そちらの方もパネルの設置には適さない土地であるということで、ただ、将来的には森林の公園だとかの予定もございまして、買収はするんですけれども、パネルの設置の場合ですと、雑種地の単価ということだったのですが、農協側の簿価でございます、牧場と畑で評価されておりますので、そちらの方で買収ということで、雑種地よりは低く購入ができるものですから、そちらの方と合わせまして、１６０万円が不用となったことによる減額でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

ほかにありませんか。
６番、西山君。
◎　６　　番（西山和夫）
５８ページのしりうち地域産業担い手センターのことで、お尋ねします。ＣＬＴを一部活用した建物になるということでありますけれども、協議会でもお聞き致しましたけれども、以前、ＣＬＴで開く地域づくりだとか、いろいろ資料を提供していただきまして、講演をいただきました。その中にですね、ＣＬＴ工法が坪当たり単価８９万４千円、そして、この資料によると、ＲＣ構造の場合ですね、坪単価７９万６千円、Ｓ造、鉄骨造りのことでありますけれども、坪７９万１千円。今回、提案するに当たって、それぞれの構造的なものと対比した経過はありますか。
◎　議　　長（伊藤政博）
島津室長。
◎　地域創生推進室長（島津泰博）
ご説明致します。今、６番議員の方が見られている資料というのは、恐らく２月９日に開催された地方創成セミナーにかかるですね、資料かと思われますが、それはですね、ＣＬＴセミナー協会というところがですね、一元的に作って、全国的に見た場合は、当然、工事費というのは、その地区ごとにおいて工事費が異なるということで、ざっと全国を調べてみた場合にですね、このくらいなのかなという恐らくパンフレットだったんじゃないかなと思われます。そのような状況の中で、北海道というのは、やっぱり寒冷積雪地帯ということで、当然、工事費だとかですね、そういうようなものも割高になりますし、例えば、冬、冬期期間の工事になるとですね、冬期割増しがかかるだとか、そういうような状況になっていることから、その数字とはやっぱり異なるような形になるのかなと思います。またですね、今、全国的にＣＬＴというものは、スギを主体にＪＡＳ認定を取っておりまして、そのような形でスギ材を利用したＣＬＴ工法というか、ＣＬＴというものを作っています。そんな中でですね、今回は、知内の担い手センターにつきましては、道産材であるカラマツ、人工林、結構、植栽されていますけれども、そういうようなものをですね、地場にあるようなものを使うというようなことで考えています。そういうような部分で考えましたときにですね、北見にある企業が、そのＣＬＴのＪＡＳ認定を取ったということで、そこでですね、ＣＬＴを作るという形になると思いますけれども、まだ、始まりというか、そういうようなこともあって、若干、コストは割高になるというところは否めないという状況にありますというような状況にあるということをご理解いただければなと思います。
◎　議　　長（伊藤政博）
質問者の趣旨は、ＣＬＴとあるいは、鉄筋コンクリート、あるいは、鉄骨造、そういう使う物質によって、どう違うのか、コスト計算比較はしたかという趣旨でありますので。
島津室長。
◎　地域創生推進室長（島津泰博）
コスト計算につきましてはですね、今、想定している３階建てのＣＬＴの建物というものを考えたときにですね、在来工法とＲＣ造、鉄筋コンクリートですね、そういうようなもので、一応、比較したものはあります。これについてはですね、２９年度からの単価上昇分も見込んだ形での積算になっていますけれども、例えば在来工法で見た場合、同じ建物を建てたという想定ですよ、というふうに考えた場合、坪当たりの単価でいくと、約１３０万円程度。そして、ＲＣ構造というふうに考えた場合は、約１２０万円程度というよ

うなですね、建設費の状況になるというふうに想定しています。
◎　議　　長（伊藤政博）
　６番、西山君。
◎　６　　番（西山和夫）
　いずれにせよ、寒冷地地区ということもありまして、多少は工事費の割高が見込まれるんだと。その分の差額がこうして差として反映されているというお答えありましたけれども、３つの今、在来、ＲＣ、それぞれ金額言っていただきましたけれども、やっぱりＣＬＴというのは割高なわけですよね。まして、以前、約１００坪と想定した場合ですね、坪単価１７７万円になるんだと。先ほどの資料の倍ですよね、要するに全国的なという言い方していましたけれども、全国的な坪単価、ＣＬＴですよ、倍の金額になる、これも寒冷地だからこその割高なのか、逆に言えばですね、スギ材を使わないわけですよね、北海道は要するにまだ認定されていないということで、カラマツを使用するんだと。強度的にはスギとカラマツを比べた場合、スギよりもカラマツの方が強度高いんだということになれば、ＣＬＴの幅も厚みも薄くして、結果的には、予算の縮小も図られるという講演がございましたけれども、そういうものを加味しても、坪当たり倍以上のこの単価になるのか、その辺はどのように受け取ればいいのか。そして、なぜ、ＣＬＴでなければ駄目だったのか、そのＲＣ在来工法の安い方で検討することはなかったのか、お尋ねします。
◎　議　　長（伊藤政博）
　島津室長。
◎　地域創生推進室長（島津泰博）
　ご説明致します。なぜですね、ＣＬＴを使わなければならなかったということにつきましては、現在ですね、国も積極的に木材利用というものを推進しているという状況にあります。これはですね、戦後、植栽した人工林がちょうど利用期に当たっているというような状況で、当然ですね、人口減少の中で、住宅を建てる人が結構少なくなってきている、そうしたときにですね、当然、そこに新たな需要というものを見込まなければ木材が利用されなくなるという状況にあります。そのような状況がありまして、例えば高層建築物だとかですね、そういうようなものにも積極的に利用していきましょうという国の方針があります。そういうようなことを受けてですね、総務省からもですね、ＣＬＴの積極的な活用ということで、特に地方公共団体だとか、都道府県においては、公共施設、これから建てるものについては、積極的にＣＬＴ部材をですね、使用していってくれというような通知も来ているところであります。また、このＣＬＴというものを作ることによって、地域にある森林資源をですね、より付加価値の高い財産に変えるというようなことも、将来的には可能になるのかなということ、それとですね、ＣＬＴを積極的に使っているということをですね、本町の場合であれば、林業振興ということで、いろいろ林業施策を打っているわけです。そのような中で、例えば、林地未利用材を利用したですね、低炭素地域づくりを進めているだとか、いろいろそういうようなことを取り組んでいる、その１つの一環としてもですね、ＣＬＴを積極的に利用するということが、いろいろアピールできるという部分もあると思いますし、また、国から見た場合はですね、恐らくそういう先駆的な、先進的な取り組みをしている地域についてはですね、今後、いろいろな面での支援だとか、そういうようなものも積極的にできるのではないかというようなこともございます。そういうようなことをですね、総合的に勘案して、今回、ＣＬＴを使用した、しりうち担い手センターを作るということを進めてきたところでございます。
◎　議　　長（伊藤政博）

４番、松井君。

◎　４　　番（松井盛泰）

ちょっと関連でお尋ねしますが、２月１５日、基本設計をするのに３６０万円の補正を組んで、既にもう基本設計はできているんですね。全員協議会のときに、基本設計した段階で、更にまた協議を進めていただきたいとお願いをしていたにも関わらず、今回ぼんと出てきた。今、６番議員さんとのやりとりしている話を聞いていてですね、ＣＬＴとそれから、ＲＣ、それから、従来の集成材構造を使ったやつの、これらの比較検討というのを我々、したかったんですよ。なぜ、この単価になるのか。今、ＣＬＴにこだわっているけれども、こだわっている理由がいまいち見当たらなかった。それが知りたかったんですよ。その理由というのいまだかつて、さっき室長言っていたけれども、ちょっと理解のできないような答弁ばかり繰り返しているけれども、やはりこの町にＣＬＴ持ってくるために、どうして必要なのかというところが、いまいち我々にはぴんと来ない。そのためにも、基本設計できたら、じっくりその辺の話をしましょうということだったでしょう。けれども、今回やらなかった。やらないでいきなり出てきた。しなかった理由というの何ですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

島津室長。

◎　地域創生推進室長（島津泰博）

しなかったということではなくて、基本設計はですね、今、発注している段階で、まだ成果品がですね、最終的にはできていないという状況にあります。当然ですね、工期がまだありますので、そのような中で、最終的にはできた段階ではですね、お示しするということはできると思うんですけれども、今の状況はそういう状況になっていることでございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

４番。

◎　４　　番（松井盛泰）

この間、議員協議会の中でも全部、平面図から姿図示されたけれども、これ１つの基本設計ができたから、こういうものが出てくるのであって、我々、協議していく材料というのは、目の前にそういうものがあって初めて協議ですよ。それと、先ほどスギのＣＬＴがまだ北海道に認定されていなかったから、カラマツのＣＬＴにしたんだというふうに捉えたんですが、そういうふうに解釈していいですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

島津室長。

◎　地域創生推進室長（島津泰博）

先ほど言ったのはですね、北海道のある工場においてはですね、今回、カラマツのＪＡＳ認定を取ったということで、カラマツのＣＬＴを作れるということです。全国的に見た場合はですね、スギのＪＡＳ認定を取っているというところがですね、全国的に見れば幾つかありまして、そういうような地域においてはですね、スギのＣＬＴというものを作っているという状況にあります。

◎　議　　長（伊藤政博）

４番。

◎　４　　番（松井盛泰）

カラマツで知内の町有林のカラマツを使うというふうに理解しているんですが、町有林って前に室長言ったように、約１０町歩あると言っていましたね。実際は７町６反しかな

いですよね。全部それが今、今回の担い手センターにどれだけ使うのか、よくわかりませんけれども、カラマツを使うためにこれまで急いでやる必要ないと思うんですけれども、スギの認定が出てからでも遅くないと。本当に林業振興を考えるのであればですよ。なぜ、こう急がなければならないのかという。

それと、もう１つ、６番議員さんがちょっと触れていましたけれども、この間、ちょっと研修を受けたところで、ＣＬＴ建築推進協議会、ここで示しているのは、全国平均かもしれない。約９０万円弱の坪当たり単価。今回、出てきたのは、その倍以上ですよ。幾ら北海道単価高くても、町民納得するだろうかと、そういう高いものというか、高額なものが、今の知内に必要なのかと、もう少し私は、町長自ら身の丈にあった行政をすべきでないかと、そこに着眼すべきでないかという気はします。もし、何かあったら、答弁願います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

この担い手センターについては、私は議員の皆様方に丁寧に説明をさせていただいているというふうに理解しています。当初の計画は、１億２千万円で要するに施設を建てたいということでありました。それで、室長の方で、いろいろと地方創生の絡みでＣＬＴを活用した場合に、その部分の交付金をいただけるかどうかということを担当と協議をさせていただいて、先駆的な取り組みとして、９，０９７万円をその部分をＣＬＴを活用するからということで、交付金いただけるという見通しが立ったものですから、１２月の全員協議会のときに、１億２千万円のやつを２億３千万円ということで、ＣＬＴを使って、要するに新しく整備を進めたいということ、そして、財源内訳もきちんと議員の皆様方に要するに２分の１の交付金をいただいて、そして、補助裏は要するに補正予算債として１００％見ていただけるということも説明をさせていただいて、そして、私は要するに３６０万円の基本設計を議決していただいたときに、２億３千万円というのは、３月に補正をさせていただきますということを説明を申し上げて、それは私は理解をしていただいたので、３６０万円の基本設計を議決していただいたというふうに私はそういうふうに理解をさせていただきました。それで、基本設計が決まって、それで、今、本会議に提案を申し上げる２億７千万円という精査をした結果、２億３千万円の補正ではなくて、精査した結果、２億７千万円の要するに補正をさせていただいて、９，０９７万円の要するに交付金をいただき、そして、さらにはその裏を起債で対応していただけるということで、前回のというか、今回の定例会でその辺を説明をさせていただいているというふうに私は理解しております。ですから、今、４番議員さん、それから、６番議員さんが言われるような議論は、その協議会の中では、私はきちんと担当の方からもそうですし、私の考え方としても説明をさせていただいているというふうに私なりには理解をしております。ですから、先般の協議会でも室長の方から申し上げました。地方創生の９，０７０万円というのは、ＣＬＴをそこに活用することによって、先駆的な取組みとして認めていただいたと。それで、私は以前から、そのＣＬＴというのは、北海道で地方自治体が手掛ける住宅としては、どこの自治体も手を掛けていない中で、私がこだわったのは、将来的に今、林業振興も然り、それから、今、大きなプロジェクトを抱えている中で、できれば、今、国、今日の北海道新聞にも載っておりましたけれども、何とか今、道としても、人工林の活用へ計画案ということで、木材のパネル２，５００棟分を生産体制に移るということもあるものですから、私は決して知内町だけが単独で走っているということではなくて、道とも協議をさせてい

ただいて、国とも協議を室長の方から協議をさせていただいて、先駆的な取り組みとして認めていただいたことによって、地方創生交付金をいただいているということで、説明をさせていただいているというふうに議員の皆様方にはそんな説明をしているという、私なりの理解をしていますので、ご理解をいただければ。そんな形で今回、補正の要するに実施設計という、建築費の予算を計上させていただいているということで、ご理解をしていただければというふうに思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

４番、松井君。

◎　４　　番（松井盛泰）

首長はＣＬＴありきで物事を全部考えているから、自分の都合のいいような解釈をしています。確かに。私たちは、ＣＬＴそのもののやり方は悪いと言っているわけでないです。ＣＬＴはＣＬＴでいいの。従来の集成材でやるのもいい、ＲＣでやるのもいい。ただ、その辺を比較した中で判断をして、もう１つ大事なことは、建てなくても、町に今、先ほど２番議員さんちょっと一般質問で言っていましたけれども、空き家がいっぱいある。公共施設空いているところがある。これらをリフォームしたり、それらを活用した中で、これを代替することはできないか、これまで論議をしたかったんですよ。する機会ありましたか。する機会になってた。ということは、１つの良い例は、基本設計できたら、その話をじっくりやりましょうという腹でいたんですよ。それがぼんと出てきたらから、それから、１００％国から出てくる。補助金終わったあと、補正予算債出てきても、最終的には、補正予算債４分の１残るでしょう。約、金額にして５千万円くらいは自己負担になるでしょう。そういう計算になりませんか。私、計算間違ってたら後で訂正願いますけれども、そういう計算、どうやって計算してもなる。それと、もう１つ、ほかの町の方でやっぱり補正予算債使ってやっているところあります。２か所ほど聞いていました。けれども、補正予算債、この分ですよということで、地方交付税の中にどういうふうにして入ってきたかわかりませんというのが実態なんですよ。違いますか、課長。こういうことをですね、確かに国の方で面倒見るというのは、それはいいでしょう。けれども、議会は議会なり、この知内の現状に見合ったもので、もう１回、論議させてくださいよ。何か答弁あったら。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

ＣＬＴをですね、活用するということの考え方をいろいろと今、地元の関連企業の皆様方ともういろいろと協議をさせていただいて、地元でも要するに企業の皆様方も協議会の中で、こういうＣＬＴを先駆的に取組みをすることによって、将来的にやっぱり知内町の林業振興につながるということで、是非、その辺は進めていただきたいという、そんな意見もいただいております。それと、どうも我々の考え方と違うのは、１２月の３６０万円の議決をいただいたときの議論をですね、もう少し議員の皆様方、思い出してください。２億３千万円にプラスしますよ。それは、ＣＬＴをかませたから、事業費が膨らみました。それから、要するに設計図面も全部付けて、要するに工事内容もやっていて、議員の皆様方に説明をしたんじゃないですか。それが要するに説明不足で、議論もできなかったというのは違うと思います。空き家の部分もどなたの議員の皆さんから意見出ました。それで、過去にそういう取り組みをさせていただいたけれども、なかなか担い手の育成にはつながっていきませんでした。なぜかというと、どうしてもやっぱり孤立感が大きくなるものですから、ですから、私はその取り組みをやって、検証した結果、やっぱり１つのセンター

としての担い手研修センターというのは、必要だろうと。そこで来ていただく人方と、受けていただく人方の要するにコミュニケーション、それから、若手の人方が、ここで今、担い手として頑張っている人方との要するにコミュニケーション、これが必要だということで、なかなかその空き家を利用して取組みができるというのは、限定的だということを私はきちんと協議会の中で説明をさせていただいています。ですから、そういうことで、今、センターを建てさせていただく。そして、財源対策もきちんとやらせていただく。それから、財源対策というのは、どこにどういうという、基本的には事業費の要するに補助残は、地方交付税の基準財政需要額の中に、その部分はきちんと要するに含まれて交付税が算定されるということでありますから、それは我々はその辺は十分理解した中で対応しているということでご理解をいただければと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

４番、もう１回。

◎　４　　番（松井盛泰）

委託費のときに説明をして、委託費のときに議決したから、すべてそれでもう議員の方が理解したんだという考え方を起こされるということは、これからの委託費、議決するときには、すべてそういうことを最後の最後まで考えてやらなければならないですよ。後々、我々、じっくり考えさせていただきます。ただ、それと、もう１つですね、一般町民の声、少し考えていただきたい。こんな高額、人口が２万人も３万人も１０万人もあるならまだしも、３千人、４千人のところに、こんな高額なもの何必要なのというのは、実態の声ですよ。それと、もう１つ、展望台のときにもございました。建設業界の人たち、そういう木工会の人たち、是非とも仕事やらせてくださいということで、これ仕事持ってきたわけじゃないんでしょう。これだけ１つ、確認しておきますよ。どうですか、その辺。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

どうも引っかかるのはですね、町民の人方の意見を町長は聞いていないという話をしていますけれども、住民の人方の意見をもっと聞いてくださいと。それは私の要するに行政の考え方としては、町民の皆様方の意見を最大限、要するに聞く耳を持とうということで、私は町長という職を今、全うしてきているというふうに思っています。ですから、今、４番議員さんは、そういう発言がきっとあるんだろうと。ただ、高額といったら、確かにね、坪当たりの単価からいったら、要するに高いです。それは高いですということは、私は議員の皆様方に説明をしています。ＣＬＴというのは、今、ウッドピアがようやく認可をもらって、今、始めています。ですから、岡山県の真庭の要するに企業が、今、もう３年前から６０億円投資して、ＣＬＴをやっています。うちらの林業関係者の皆さん方と一緒に視察に行ってきています。ただ、今回は、うちの要するに道南スギを岡山県まで送って、スギを要するにＣＬＴをして持ってくる経費を考えたら、今、カラマツで認可をいただいた北見の企業にそれをお願いするということは、まさしくこれは経費の比較であります。ですから、そんなことでですね、ただ、今、北海道の要するに方向として、先ほど島津室長が言いました。自治体が今、公共施設建てる場合については、積極的に要するにＣＬＴを使っていただけませんかという通達もいただいていますし、その部分については、国としてもきちんと財政支援をするということで言っていただいていますから、まさしく今回の９，０９７万円というのは、それに沿った形で要するに交付金をいただけたというふうに思っています。そんなことから、私は決して町民の意見を要するに無視をしているわけ

でもないし、私は積極的に中に入って、町民の皆様方からの意見をいただいた中で、方向性を定めさせていただいているということでありますので、ご理解をいただければと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

私からも２、３、わからないことというか、説明をしていただきたいと思うのですが、さっき、島津室長の方から、カラマツ材ではなくて、スギのＣＬＴをやっているところが何か所かあるというふうなお話をされたかと思います。先般、町からの説明のときは、私はスギのＣＬＴをやっているところがたくさんあるというのは、実は承知しておりませんでした。私としましては、この知内町、スギがたくさんございます。できたら、地元のスギを使ったＣＬＴがもっと安くできるのではないかなというふうに思っていたのですが、カラマツしかそのときは話に上がりませんでしたので、私はスギはまだできていないんだろうと、そういうふうな気持ちで、実は、大変、不勉強で申し訳ないのですが、思っていました。予算を出していただいたときに、とても高いなと思いました。町民の皆さんに、議員としてどうやって説明しようかと、そういう思いも前回の展望塔のこともありまして、大変、お叱りを私は受けました。町民の何人かに。そういった経過もあるものですから、大事な財産をお金を使うときには、本当に吟味をして、吟味をして、それを使おうということだろうなというふうに思っていました。４番議員も話したように、これが全部、ただではないですよね。ですから、４千万円になるか、５千万円になるかわかりませんけれども、これが起債となって残るということは事実でありますから、私は今、最初のカラマツのＣＬＴに手をあげるということは、すごく心配です。まだやっていないということですから。私は、今、国が一生懸命、アベノミクスか知りませんけれども、積極的なそういうやり方で、市町村にそういう方針を押しつけてきているというのは、ちょっと語弊がありますけれども、進めているには間違いないんです。ですから、そこに補助金が出るということで、いち早く手をあげるというのは、１つの方法かもしれません。しかし、ちょっと待てよと、もう少し思いとどまって、私はさっき、島津室長が言われた、スギのＣＬＴが作っているところがあったら教えていただいて、見に行きたい。お話を聞きに行って、それからでも遅くはないのではないかというふうに、さっきから思っています。そういうことで、もう少し今は待ってほしいというのが、私の正直な気持ちです。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

どうもうちらの方の説明不足なのかわかりませんけれども、今、面積、坪単価からいったら、１１１坪です。そして、在来の工法でやるのは、４１．６坪。それから、ＣＬＴが６９．４坪という話、今なっているんです。その中で、決して、道南スギが使われないということではありません。うちの地場材を使うんですよ。在来の部分で。だから、全体は要するに地元の材を使おうと思っているんですよ。ただ、今、ＣＬＴというのは、今、カラマツということしか認可をいただけませんから、今、４番議員さんが言われるように、うちのカラマツをいくら送れるかというのは、今、内部で調整をしているところであります。このほかに、在来の部分というのは、要するに４１坪というのは、道南スギ使うんですよ。うちの材を使うんですよ。だから、それをはじくということではないんですよ。だから、それだけ要するにＣＬＴの部分については、カラマツを使わせてもらいますけれど

も、ほかの在来の部分については、道南スギを使います。地元の材を使います。それが大前提でありますので、ご理解をいただければと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

今、うちのスギもたくさん使うというふうに、それはわかっています。ですから、もう少し待って、ＣＬＴをスギでできないのかと、そうすると、もっと安くなるのではないかというふうに、私は思ってしまうんですけれども、そういうことではないでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

島津室長。

◎　地域創生推進室長（島津泰博）

ご説明致します。先ほども言いましたけれども、スギのＣＬＴというのもをですね、作っている工場というのは、本州だとか、九州の方には、５つくらいですかね、あるというふうに聞いています。一番大々的にやっているのは、岡山にある会社だとか、鹿児島でやっている会社だとか、そういうようなものがあるそうです。これについては、先ほどから言っているとおり、スギのＪＡＳ認定を取っていますので、スギのＣＬＴを作っています。仮にですね、例えばこの地域のですね、スギでやるとすれば、当然、本州の方まで持って行かないといけないだとかというようなこともあるので、コスト的にはですね、割高になるというようなことになります。だから、当然そういうようなことからすればですね、北海道でそういう道産のカラマツを使ったですね、ＪＡＳ認定の工場ができたというような状況にありますので、そこでですね、カラマツをＣＬＴにしてもらってですね、それを利用するというふうに考えているところです。それと、ちょっと先ほど６番議員さんの方からですね、あったＣＬＴ協会のパンフレットの関係で、数字の関係なんですけれども、先ほどいただいたパンフレットの関係でいきますと、ＣＬＴの現状が大体９０万円くらいで、そして、ＲＣだったら８０万円くらいというふうにお話されたと思うんですけども、よくよくパンフレットを見ていくとですね、これについては、直接工事費のみというふうに書かれています。すなわちですね、間接費だとか、諸経費と言われるものが入っていないということと、加えて消費税も含まれていないという中身になっています。これをですね、大体１．４倍くらいするとですね、結構な金額になって、今、うちの方で想定している工事金額とそんなに大きく変わらないような状況になるのかなというふうに思います。ちょっと先ほど資料が手元になかったものですから、ちょっと今、資料をですね、確認してご説明をさせていただきました。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、西山君。

◎　６　　番（西山和夫）

今、直接工事費のみで、消費税を除くということで、単価的にはそんなに変わりないだろうと。それ、もう少し正確にどのくらい違うのか、教えていただきたいと思います。単純に変わらないだろうということになれば、１７７万円でも妥当だと。要するに消費税と直接工事費以外のものも含めば、そうなるということなんでしょう。そういうことになれば、１７７万円くらいになるということなんでしょう。もう少し正確な数字を教えていただきたいと思います。どのくらい違うのか。

それと、もう１つお伺いします。担い手センターということで、新規就農状況、平成２０年度、２１年度は、ゼロ。２２年度で２名、２３年度がゼロ、２４年度が１名、２５年

度、２６年度、２７年度、２８年度は、残念ながらゼロなんですね。そして、前、新規就農で入ってきた人、公共の教員住宅を拠点にして活動していただいたと。ただ、いろいろ不便が出てきた。例えば汚いだとか、水洗の問題だとか、風呂の問題だとか、いろいろ不具合を感じて、要するに早々と辞退したという経過もあると。確かに今、言うようにですね、水洗便所と風呂、シャワー、これは基本的なことだろうと思うんですよ。今の若い人たちには。そこに汲み取りで住めといっていても、なかなか大変だろうし、それは誰しもが感じることですよ。だから、それを要するにさっき４番議員がおっしゃるように、リフォーム等で対応して、何とか環境整備をして対応できないのかというお願いをしているわけですよね。だから、まして、今、言われた数字をあげたように、過去４年間ゼロなんですよ、実績が。その中で担い手センターということなので、ちょっと引っかかる。確かに工事費も高上がりだし、いろいろな集成材だとか、複合的に地域の材を使用するということではいいんですよ。これ担い手センターではなくて、例えば認定子ども園これからやるということで、認定子ども園になったときはですね、また議論は違うと思うんですよ。受け取り方が。これだけ今、そこに金を突っ込んでいいのかと。新規就農、先に要するに５名も６名もまず、前座でそうした公共なり、空き家で対応して、新規就農がもう６名も、１０名も来るんだと。そうした状況下の中で、今、担い手センターを何とか構築したいと。先ほど町長も言われるように、１人で住むよりは大勢で住んで、いろいろなコミュニケーションを取った方が、精神的にも豊かになりますし、うつだとか、そういうのも軽減されますしね、研修に来て、いろいろ作業大変だ、いろいろな苦労があるわけですよ。その中で帰り、一人でぽつんとして飯食ったあと、時間の余裕があるときに、ぽつんと一人いるよりも、コミュニケーションを取れる同じ仲間がいれば、そばにいれば、環境としてはベストですよ。ただ、今、そういう状況にないんですよ。これから、今、国営の問題あります。いろいろな面で財政負担出てくるんですよ。我慢できるところは我慢して、使うべきところには使っていいですよ、それは。ただ、今はそれは、まず、基本は新規就農いないわけですから、過去４年。建てたって誰が住むんですか。いろいろ以前言われた、町外だけでない、町内にも内容的にはやっていただきましたけれども、その辺は理解しますよ。今、こういう状況で、誰がうんと言いますか。新規就農いないでしょう。Ｕターンだって、過去に２名、３名いたけれども、Ｕターンですよ。実家あるんですよ。そういう状況下の中で、今、担い手センターにそんなに高額に要するに金を突っ込むよりは、まず、今、一時、我慢していただく。そして、先程来言うように、今ある民間の空き家を活用するなり、公共の空き施設があるのであれば、そうやってリフォームしながら、活用していただく。そして、体力を付けた後に、そして、知内はもう新規就農者がいっぱい来るんだという中で、繰り返しになりますけれども、そういう中でこういう提案があれば、それは考えますよ。まず、時期尚早だという思いしませんか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

知内町の一次産業を維持存続するためにというのは、これは議員の皆様方、私は理解していただいていると思っています。１つの大きな課題ですよ。担い手を如何に来るか、新規の要するに農業、漁業の方々をうちが如何に受けるかということは、もう何年も前から、今、要するに６番議員さん言うように、過去に実績がないから時期尚早という考え方は、私は理解できません。それを建てることによって、施設をきちんと整備することによって、去年から移住フェアをずっとやってきている中で、知内町にはこういう施設、そういうも

のを今、要するに整備をしている町なんですよということをやっぱり理解してもらうというのは、私は１つの大きな要するに条件だということで、これも先般の私は協議会の中で説明をさせていただいたというふうに理解しています。そんなことで、確かに今、実績は議員が言われるようかもしれませんけれども、そしたら、そのままずっとおいていいんですかということにならないでしょう。それは、１つの町の方向として、私は以前からも担い手育成ということ、そして、ものづくりを作らせていただいて、これも議員の皆様方と協議をさせていただいて、要するに新規就農なり、担い手の部分について、１５０万円の行政制度も設けていただいて、そして、多くの人方に興味を持っていただくということが必要だから、その担い手センターが必要なんですよということを何回も私は説明をさせていただいているというふうに思います。ですから、空き家をやらしてもらいました。全くやっていないという話じゃないです。何回かやらせてもらった結果、そういう今、課題が出てきたので、センターとして、そして、町の事業主体として、そして、地方創生の交付金をいただいて、担い手センターを作らせてもらうと。それが今、今年度から更に移住促進、そして、担い手の要するに人方に来てもらう取組みをする中での拠点としても整備が必要だという考え方で、議員の皆様方に提案をさせていただいているということで、何とかその辺はご理解いただけないものなのかなというふうに思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、西山君。

◎　６　　番（西山和夫）

何か知らないけどずれているね。立派なものを建てないと、新規就農者は来ないんですか。違うでしょう。今、町長が言うのは、立派な施設を建てましたから、移住してください。そして、移住フェア等で新規就農制度を活用して、農家の新規就農に就いてください、そういうイメージですよ。違うんですよ。自分が言っているのは、前、体験、入ってきました。繰り返しになりますけれども、旧中ノ川小学校の裏の教員住宅を活用したそうです。あそこというのは、汲み取りですし、風呂的なものも前に何人か民間の人が入っていた施設ですよ。そういう施設に自分が入りますか。すぐ出たくなるの当たり前じゃないですか。だから、リフォームして、住みやすい環境を整備して、まず、そこで対応して、しっかり新規就農制度を活用して、後継者を育てるという、新規就農者を育てるという、そういう結果が出てからもいいんじゃないですかと言っているんですよ。別に粗末にしているわけでもないですよ。なぜ、それを理解してもらえないのか、逆に俺の方が不思議ですよ、町長。町長の言うのは、卵が先か、鶏が先か、立派な施設を建てないと来ないみたいな感じで聞こえましたよ、今。そうじゃないでしょう。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（大野幸孝）

決して、私、立派な施設を建てなければ来てもらえないと言うことは、一切言っていません。それは要するにたまたま今、ＣＬＴを活用したから、要するに金額が高くなっているからという議論ですよね。そういう話でしょう。違うんですよ、それは。だから、高くなるのは、先駆的な取組みとして、その施設をやらせてもらいますよと。やれるとしたら、要するに地方創生で交付金をいただけますかということですよ。だから、何も私は始めから立派な施設を建てなければ、担い手という、それを要するに育てられませんということは一切言っていません。担い手センターは、センターとして、町として必要ではないですかということを言わせていただいていますので、それは誤解のないようにお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）
　６番、西山君。
◎　６　　番（西山和夫）
　あくまでも、新規就農で来る人は、農業ですよ。農業の体験をして、要するに自分に合うと思えば、そこで就農ですよ。そのための環境なんですよ。その環境を選びますかというの。必死で来る人が。正直、最低限の住まいがあれば、オーケーでしょうという議論なんです。それで、ちょっと確認させていただきたいことがあります。先ほど４番議員もちょっと言っていたんですけれども、総務省の自治財政局の財政課で、平成２８年度補正予算に伴う対応ということで出ています。先ほど、財源の問題が出ました。国半分、あと半分は補正予算債で１００％充当されるんだというお話で、要するに持ち出しはゼロだということになります。これで、先ほどいうような、総務省出したやつなんですけれども、今回の補正予算により、平成２８年度に追加されることとなる投資的経費に関わる地方負担額について、その１００％まで地方債を充当できることとし、今年度における元利償還金の５０％、公債費方式により基準財政需要額に参入。残りは単位費用によって措置する、なんですよ。これどういうことか、ちょっと余り理解できなかったんですけれども、いろいろネットを見て、いろいろな議員さんの発言があります。これは臨時財政対策債、これは１００％、基準財政需要額に１００％充当されるんだと。ただし、この補正予算債というのは、今、言われるように、５０％は需要額に算入されますけれども、あと５０％については、単位費用で措置するんだと。これくらい怪しいものはないんだと。要するに明細あるわけじゃありませんから、交付税で。その点について、随分、心配している地方の議員さんもおりますし、県会議員の議員さんもおりましたということで、ちょっとお尋ねするんですけれども、間違いなく１００％どういう形で充当されるんですか。あくまでも、基準財政需要額に算入されるということでいいんですか。
◎　議　　長（伊藤政博）
　総務企画課長。
◎　総務企画課長（小田島伸二）
　只今、補正予算債の特に交付金の裏の部分についての交付税措置についてのご質問でございました。今のご発言の通りでございます。２つ、まず、ありまして、公債費で５０％、それは基準財政需要額の中の算定費目の中に公債費という部分がございます。それは、当該年度に例えば過疎債の元利償還金が実際に幾らだとか、そういう数値の調べがございまして、例えば知内町で平成２９年度に過疎債の償還で１億円ありますよというのは、実数を報告して、それが基準財政需要額に算入されるものでございます。今の公債費というのは、そのように、実額を調査して、それが算入されるものなんですけれども、一方、単位費用の方は、具体的にじゃあ、幾らの償還ということではございません。ただ、理論償還でですね、借入れによっては、団体、団体によって、借入先との利率の交渉ですとか、それぞれいろいろあるものですから、理論償還額を交付税に算入しますという性格のものです。ただ、そちらの方も今朝ほども財政担当に確認しておりますけれども、単位費用の中で、普通交付税の基準財政需要額の中にきっちり入るということも確認済みでございますので、公債費が５０、単位費用分が５０ということで、基本的に１００％が基準財政需要額に算入されるものというふうに確認をしてございます。
◎　議　　長（伊藤政博）
　ほかにありませんか。今、２款総務費の質疑中であります。ほかの部門の質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、３款民生費。民生費ありませんか。

（「なし」の声あり）

続いて、ないようですので、４款衛生費。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

そしたら、５款労働費。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、６款農林水産業費。ありませんか。

（「なし」の声あり）

７款商工費。

（「なし」の声あり）

それでは、８款土木費。

（「なし」の声あり）

９款消防費。

（「なし」の声あり）

１０款教育費。２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

教育費の中で、１００ページなのですが、要保護、準要保護児童援助費が減額になっています。この中身は何でしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎　学校教育課長（田中志津夫）

只今のご質問にお答えします。要保護、準要保護の児童の援助費の減額につきましては、対象となる世帯がなかったということの減でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

当初の計算から少なかったということか、それとも、収入が増えて、少なくなったか、どちらでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎　学校教育課長（田中志津夫）

只今のご質問にお答え致します。対象者が少なかったということではなくて、対象児童も少ないんですけれども、その所得については、毎年違ってくるものですから、たまたま申請した方が所得が該当にならなかったということの減で、単純にそういった所得の問題でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

教育費ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、１１款災害復旧費。ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、１３款職員等給与費。

一応、これで１３款までいったのですが、ほかに歳出についての質疑漏れがあれば受け

たいと思いますが。
４番、松井君。
◎　４　　番（松井盛泰）
教育費の方でちょっと聞くのを忘れたのですが、高校の下宿の関係なのですが、下宿助成、当初予算からみれば、７９万２千円で、６０何万円減額になっている。１０何万円ほどしか使っていないんだけれども、これはどういうことなのか、ちょっと説明願います。
◎　議　　長（伊藤政博）
高校事務長。
◎　知内高等学校事務長（小嶋　隆）
ご説明を申し上げます。当初、下宿の予算を組んだときに、３名で算定をしてございます。当初、受験まだでしたが、願書の請求等、松前等複数の請求がございましたので、松前の場合は、バス通か下宿かという部分で、ちょっと判断に苦しむ部分もありましたので、その分、ちょっと３名分ということでしたが、バス通学をしたということで、その部分が減ということでございます。
◎　議　　長（伊藤政博）
４番、松井君。
◎　４　　番（松井盛泰）
１名分ということかい。
◎　議　　長（伊藤政博）
何名分。高校事務長。
◎　知内高等学校事務長（小嶋　隆）
現在、下宿を補助しているのが、１名分でございます。
◎　議　　長（伊藤政博）
ほかに歳出ありませんか。８番、笠松君。
◎　８　　番（笠松悦子）
さっきの教育費のところで聞き忘れていたんですけれども、１０６ページなんですけれども、放課後子ども教室講師謝金が減額になっていますけれども、これはどのような人たちを今まで放課後子ども教室で呼んでいたのか、それがなぜ、減額になったのか、もし、理由がわかるのであれば、教えていただきたいなと思いまして。
◎　議　　長（伊藤政博）
社会教育課長。
◎　社会教育課長（松本泰行）
まず、減額になった理由です。減額になった理由はですね、当初の計画で、知内小学校、それと、涌元小学校については、年間４５日、それと、湯ノ里については、月曜日から金曜日ということで、２１５日を計画しておりました。ただですね、実績として、トータルで２６５日ということで、それぞれ学校との入れ違いだとかで減額になったと。その分の日数の減で報償費が減額になっております。生徒については、学童にも来ていない、それぞれ学校で終わって、自宅に帰る子どもたちが対象になっていると思うんですけれども、それぞれの学校の方で開催していますので、ここに来ていない、学童に来ていない一般の児童生徒が対象になっています。
◎　議　　長（伊藤政博）
８番、笠松君。
◎　８　　番（笠松悦子）

それって、どういうことをやっていたかわかりますか。

◎　議　　長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎　社会教育課長（松本泰行）

例えば知内小学校区です。知内小学校区については、水泳やスポーツ活動をメインと。それぞれの学校、学区の方で特徴ある活動ということで、知内小学校区では、水泳やスポーツ、それとですね、湯ノ里小学校では、読書活動や運動というふうになっています。涌元小学校にいきますと、パソコンやｉＰａｄを使った勉強だとか、いろいろなことをやっていますけれども、基本的には、学校が終わって、宿題を先にやってからそれぞれいろいろな遊びだとか、運動の方に動いていっているのが実情です。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、笠松君。

◎　８　　番（笠松悦子）

わかりました。先日、お花をやっていた方がね、前は学校に呼ばれていって楽しかったと。今はそれが必要なくなったんだね、寂しいねということをちょっと聞いたものですから、今、どういうふうな形で進めているのかと思って聞いてみました。わかりました。

◎　議　　長（伊藤政博）

ほかに歳出の質疑ありませんか。３番、吉田君。

◎　３　　番（吉田峰一）

ちょっとどこで聞いたらいいかわからなかったんですけれども、交通安全のことで、ちょっとお聞きしたいんですけれどもいいですか。この実績報告書の中の３ページのところに、交通事故についての４月から１２月までの事故件数が出ています。それで、なぜ、１月の事故件数が、１月３月出ていないかということなんです。なぜ、こういうことをお話しするかとなると、私どもの地区で、農免道路と鷲の沢２号線のところの交差点が毎年、事故が起きているんです。私も実際、その現場を見ているし、そういう状況になっています。その対策とそれから、特に前は農免道路と重内線、縦道路のところに車道に段差を付けて、危険だよという、振動というんですか、そんなものを付けていただいて、事故が若干減ってきたという状況でございます。あそこの鷲の沢２号線と農免道路の間の交差点というのは、毎年、冬、過去３年くらい続いています。そんな状況で、未だかつて、安全対策はただ止まれの標識だけ。見通しはほとんど十勝型交差点みたいなもので、見通しはききすぎるくらいです。そんなところで事故が起きているものですから、何かその辺の対策もあれば、お願いをしたいなとこう思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

まず、網野副町長。

◎　副 町 長（網野　眞）

資料の作り込みの考え方について、前段、ご説明を申し上げます。昨年までは、それぞれ課なり、係なりで資料の作り込みが少しばらつきがございました。それで、厳密に申し上げますと、２８年度分というのは、実は３月までということでございますので、正確な資料は出し切れないということで、基本的には、資料の作り込みの時期も含めて、年末、１２月末までで統一的な整理をしたということでございます。ですから、最終的な数字については、９月の決算のときに改めて２８年度の実績の資料をお示ししたいというふうに思っております。今、３番委員さんからありました農免農道含めての事故対策関係につきましては、担当課長から説明させます。

◎　議　　長（伊藤政博）
　生活福祉課長。
◎　生活福祉課長（松崎輝幸）
　ご説明します。私も鷲の沢線で事故があったのは存じています。それで、春にですね、道路診断ということで、各町内、交通指導員、それから、警察等でですね、巡回しております。その中で、いろいろ要望のあるところもあるんですけれども、実は鷲の沢線の部分、止まれという標識があるんですけれども、見通しが良いということでですね、警察の方も片側の方に一時標識があればいいということで、そういう判断でやっております。町内会からの要望の方もですね、そこの部分も現在ないということだけご承知願いたいと思います。
◎　議　　長（伊藤政博）
　３番、吉田君。
◎　３　　番（吉田峰一）
　町内会から要望がなければ、何も手を掛けないという課長の今のお話ですけれども、実際に毎年、１月、なぜ、あえて出た資料の中で、何で１月３月入っていないのかということで、１月３月が一番多いんですよ、あそこ事故は。なおかつ、今度は、今、このあと、来年度の予算をやりますので、そこで何かそういうときに、こういう数字が事故件数はあるけれども、１月の方についてはないんだよというような状況が出ると、あえてここで予算をどうのこうのという審議にならないのではないかと。こういう懸念もあるので、逆に言うと、前の年の１、２を持ってきて年間という形でも、データ的に分かれば、私は非常にいいなと、こう思っているわけ。これを単なる見ると、実際に１月の方の事故についてはないよと。１月については、ないよと。一番多いときにないなんて、そういう話も目途もあるものですから、その辺もお願いしたいなと思っています。
◎　議　　長（伊藤政博）
　生活福祉課長。
◎　生活福祉課長（松崎輝幸）
　ご説明致します。先ほど副町長から言われましたとおり、資料の関係ですね、月数の関係で、１月ちょっと出なかったというものがありまして、その後に事故があったと。そういうことがあります。来年ですね、その辺も含めて、ちょっとずらしながらですね、１年間の事故状況を出したいなというふうに思っています。それと、もう１つ、町内会の要望が上がってこないからでなくて、私の言葉がちょっと舌足らずだったものですから、要するに交通診断、先ほど言いましたとおり、交通指導員、それから、警察、そういうのと一緒にですね、町内会を回っておりますので、その診断によって、そこは一時停止がありますので、見通しが良いということで、必要がないということで、ご了承願いたいと思います。
◎　議　　長（伊藤政博）
　暫時休憩します。
　休憩を取り消し、会議を開きます。
　ほかにございませんか。
　歳出の質疑がないようですので、これから歳入一括質疑を行います。
　歳入についての質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
　質疑がないようですから、一括質疑を行います。

歳入についての質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を打ち切ります。

６番、西山君。

◎　６　　番（西山和夫）

動議を提出致します。只今の議案第１号、平成２８年度知内町一般会計補正予算（第１０号）に対する修正案を提出します。

◎　議　　長（伊藤政博）

只今、西山和夫君から修正案の提案の申出がありましたので、暫時休憩して修正案を配布致します。

（　休憩　午後　２時１７分　）

（　再開　午後　２時２２分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、本案に対し、６番、西山和夫君ほか２名からお手元に配りました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

６番、西山和夫君。

◎　６　　番（西山和夫）

議案第１号、平成２８年度知内町一般会計予算（第１０号）に対する修正案。

議案第１号、平成２８年度知内町一般会計予算（第１０号）の一部を次のとおり修正する。

第１条中、「１億９，２５６万１千円を追加」を「３，５１２万９千円を減額」に。

「４９億１，９９８万７千円」を「４６億９，２２９万７千円」に改める。

第１表、歳入歳出補正予算の一部を次のとおり改める。

歳入、９款地方交付税、１項地方交付税に４，９７１万１千円を追加し、２０億３，２７０万円とするものです。１３款国庫支出金、第２項国庫補助金から７，４５９万３千円を減額し、１億１，９０５万７千円とするものであります。２０款町債、１項町債に７，４４０万円を追加し、４億１，７３０万７千円とするものです。

歳入合計、補正前の額、４７億２，７４２万６千円から３，５１２万９千円を減額し、４６億９，２２９万７千円とするものです。

歳出、２款総務費、１項総務管理費に６，５８１万９千円を追加し、３億１，２７０万６千円とするものです。

歳出合計、補正前の額、４７億２，７４２万６千円から３，５１２万９千円を減額し、４６億９，２２９万７千円とするものであります。

第２表、地方債補正の一部を次のとおり改める。

（２）変更。起債の目的、一般補助施設整備等事業債。補正後の限度額を０とする。記載の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

第３表、繰越明許費補正の一部を次のとおり改める。

（１）追加。２款総務費、１項総務管理費、しりうち地域産業担い手センター整備事業を０とする。計を７，０１２万５千円とする。

３、歳出。２款総務費、１項総務管理費、１６目地域創生推進費から５２万円を減額し、７４１万２千円とする。

次に９節旅費、２７万円追加を０とし、２２９万１千円とする。

１１節需用費、２４万円追加を０とし、６０万３千円とする。
１２節役務費、４３万円追加を０とし、０とする。
１３節委託料、２，６８５万円を０とし、３６０万円とする。
１５節工事請負費、１億９，９９０万円を０とし、０とする。
修正動議の提案説明を申し上げます。しりうち地域産業担い手センターは構造材の一部にＣＬＴを活用し、総建設費、約２億３，０００万円の予算を計上しておりますが、坪当１５９万８千円と相当の高額単価となり、ＣＬＴ建築推進協議会で示したＣＬＴ工法の坪単１３５万９千円の１．１８倍の金額となります。
更には、新規就農状況を見ると、新規参入者については、平成２０年度、２１年度は０名、平成２２年度２名、平成２３年度０名、平成２４年度１名、以降、平成２５年度から２８年度までは、ゼロと実績が乏しい状態が続いている。このような状況であれば、まず公共施設または民間の空家などのリフォーム等による活用策を進め、新規参入者の実績づくりと研修施設等で専任指導者のもとで担い手としての基礎的なことを実践し育成することが求められている。
よって、これらの理由により修正動議を提出するものであります。何とぞ、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、心からお願い申し上げます。
◎　議　　長（伊藤政博）
只今、修正案の説明を終わりましたので、これから、修正案に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。９番。
◎　９　　番（谷口康之）
今、修正案が出てきましたけれども、この建物に対する考え方、先ほどいろいろな議論が出ていましたけれども、結局、私が思うにはですね、去年の暮れにですね、各産業団体との懇話会の中でも農業関係の方々から、やはりうちの１０年後に対する担い手とか、農業に対する就業する人たちの減少がかなり多くなるんでないかと、かなり不安な心配する声が私は聞いていました。そこで、今回もこの部分に対してはですね、西山議員の方から出ていましたけれども、私はこれは当然、そのためのこれからのうちの町の基幹産業の可能性というものを火を消さないためにもですね、これは重要な施設でないかなと思うわけです。だから、私はこの部分に対しては、修正動議の前の形で進めていただければ助かるなと思うんですけれども、その辺についての西山議員とかの考え方はどうなんですか。
◎　議　　長（伊藤政博）
西山君。
◎　６　　番（西山和夫）
決して、担い手をこれから育成をしないということではなく、施設を建ててまで、現状進める意味があるのかと。要するに過去の実績を見ても、ゼロ、ゼロだとか、過去４年間ゼロできているわけですから、先ほど説明申し上げましたとおり、公共の施設なり、空き家の活用をして、担い手が住みやすい環境をまず、整備するという１つの手もあるだろうと思いますし、決して担い手というのは、知内町に住居を求めてくるわけではない。やっぱり職業として、自分の農業なり、林業なり、漁業なりを何とか自分のものにしたいという思いでくるわけですから、その思いを解決するための手段として、立派な施設がいるのかということになれば、必要ない。最低限の施設でいいだろうという考え方です。
◎　議　　長（伊藤政博）
９番、谷口君。
◎　９　　番（谷口康之）

それはわかります。私も前に全員協議会やったときに、町長の方にこれは絶対、担い手という部分に関しては、絶対この施設が必要だということは、申し上げておりました。ただ、そのときにも言いましたように、ハード面ばかりでなくて、ソフト面も重要ですから、それはぬかりなくやってくださいということで、町長にも約束をさせた経緯がございます。ただ、今、言いましたように、先ほどの議論で言いますと、坪単価が高いからというような形のものが、まず、先に走ってしまったんですけれども、私はですね、やはり先ほど町長が言っていましたように、今日の道新の方に出ていました、道の方のＣＬＴの取り組みに対するこれからの需要度といいますか、積極的な事業展開をしたいということで、国の方もそうでしょうけれども、まず、私もＣＬＴに対する部分でちょっとインターネットで調べてみましてですね、何かこれメリット、デメリットというものがないのかなということで、私も調べてみたんですけれども、その中でもＣＬＴに関してはですね、ほとんどがメリットが多くて、デメリットというものがほとんどないということがわかったんですよね。まして、木の従来工法の部分から言いますと、このＣＬＴということは、今、先ほどの議論で言いましたように、日本のこれからの林業振興のためにということでいいますと、普通の従来工法、木の工法を使うよりも、このＣＬＴでやると、２倍の量の材料が使えるということなんですよ。本当に林業に関しては、無駄なものが発生してこなくて、これからこれが大変、私は日本全体、それから、市町村の林業振興に対しても、これは本当に重要な構造というか、工法なのかなと私は思っています。その辺について、どのように考えているのかなと。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、西山君。

◎　６　　番（西山和夫）

単価が高いとか、そういうのはきっと多分、ＣＬＴを使うことによって単価が高いだとか、そういうのは後に付いてくる問題なんだろうと自分では思っています。先ほど説明を申し上げたように、新規就農者の実績づくり、これが要するに大事だろうと。同じ繰り返しになるんですけれども、やはり過去４年間ゼロで来ているわけですし、まして、今、移住フェアで新規就農呼びかけております。その成果も今、これからなんですね、答えが出るのは。どの程度入ってくるのか、体験したいという思いで来るのか、長期、短期含めてね。それらを見極めた上で、どう対応するか、大きいものはですよ。大きいものはどう対応するか考えていくべきで、今、早々に１０名来るからこの施設が必要だという環境にはないわけですよ。ですから、とりあえずは、空き家対策という感じでずっと来ているわけですから、まず、その活用を含めて検討していただいて、まず、進める。以前に体験して、課長の方から答弁あったというのは、やっぱりそういう施設に入れてしまったという１つの原因があるじゃないですか。汚いところに入ったという。それをまず、普通のリフォームをかけて、最低限の環境を整備して、そこに住んでもらうということになれば、住む環境もそれで整えられるし、一人で寂しかったら、二人共同で住めばいいだろうし、あくまでもプライベート空間を設ければ、共同生活というのは今、シェア的なものも流行っていますし、できるわけですよね。ですから、それを見極めた上で、今後の対応を検討すべきであろうなと思います。決して、ＣＬＴを否定しているものでもありませんし、今まで地域材を活用しながら、どんどんどんどん進めてきましたし、今回だってＣＬＴ、集成材、その他いろいろ地域の材を使うわけですから、今後、これから、建てようとするものが出てくるわけですから、先ほど言いました、認定子ども園の問題が解決すれば、認定子ども園の建設もあるわけですし、郷土資料館もこれから出てくるし、いろいろなそういう施設

がこれから可能性とすれば使える可能性はあるわけですから、そこまで来れば、多分、そういう時間を掛ければ、単価的なものも圧縮されて、どんどんどんどん下がってくる。今、どうやっても、車でもそうじゃないですか。出始めは高い。何でも出始めというのは高いわけですから、そういう意味で、後年でもいいんじゃないかということです。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

それはわかります。やはり、ただ、そういう形になってしまうと、お互いにそれは理由付けになってしまう形に私はなるのかなと思っています。ただ、今、先ほど言いましたようにですね、ＣＬＴを使ってこういうものを建てるということに対する町の考え方も私は聞いてわかりましたけれども、ただ、やはりこの部分によってですね、国の方からこれだけ大きな金額の交付金をいただくということになりますと、私はですね、うちの町にとってもこれを活用してですね、これからの林業振興、それから、その他直接的な事業展開、それから、間接的な事業展開にとっては、私はこれは大変有利なものでないかなと。これによって、うちの町でのこれからの事業展開とかの部分に対して、国、道内に対して、こういう形のもので、先駆的な役割を果たすということに対する評価というものは、私は十分高くなってくるんでないかなと思うわけでございます。そして、まして、担い手ということになりますと、やはり先ほど移住フェアもそうでしょうけれども、私はですね、これによって、町に対してこれからの部分に対して、積極的な部分で私は事業展開をしてもらいたいなと思って、まず、それがですね、今年、これを建てまして、来年から本格的な活動に入るわけですけれども、その部分に対して、今回、新年度予算で私、言おうかなと思ったんですけれども、これに平行してですね、移住フェアとか、そういうものに対して、どんどんどんどん積極的にアピールをしていただきましてですね、もし、入ってきていただける方がいましたら、その方々に対して、やはりうちの町の移住に対してとか、担い手に対する考え方、事業展開をするもので、いろいろな形でインターネットでも何でもいいから、良い方のプラスの情報をどんどんどんどん日本中、世界中に発信してもらいたいなということまで、私、考えていたんですけれども、その辺について、西山議員、なかなかそうではないと言うかもしれませんけれども、それについて、どのように考えていますか。

◎　議　　長（伊藤政博）

４番、松井君。

◎　４　　番（松井盛泰）

我々は、担い手センター必要ないということを言っているんじゃないんですよ。ＣＬＴそのもの、もう少し論議させてくださいということを言っているんです。始めから。それと、さっきから言っているでしょう。今のこの実績が、２０年から２８年度の実績がほとんど３人かそこらでしょう。この辺を踏まえたら、今、空き家対策だとか、空き公共施設がある中で、これらを利用して、じっくりこの論議をしてみませんかということを提案しているんですよ。何も９番議員みたいに、ＣＬＴそのものは後ほどでもいいでしょうということ。それともう１つ、この担い手センター移住してくる皆さん方入れるつもりでいるの。反問権になってしまうかな。ちょっと今、そういうふうに取れたけれども。それと同時にですね、９番議員、移住の話、ちょっと出ましたけれども、随分、移住で活動しています。理事者は。一人か来ましたか。その実績のことは一切触れていません。ただ、今、担い手一本にして我々やっているんですよ。余り話を拡大しないで、ここだけで１つ理解していただきたい。

◎　議　　長（伊藤政博）
　９番、谷口君。
◎　９　　番（谷口康之）
　４番議員さんが言うのはわかります。ただ、やはりですね、この部分によって、これからのうちの町の事業展開というのは、なおさらある程度、明確な事業展開が私はできてくるのかなということで、私もですね、何も担い手センターの部分に対してですね、何もそういうことでは、私は反対とか、賛成とかと言っていません。ただ、それに対してですね、町としてのこういうような大きな金額で、まして、国の方からもこういう形の部分でいろいろな交付金とか、補助とか、いろいろな形でこれからの部分ということで、私は期待をして、ある程度、希望の可能性というものを私は期待して、それで賛成したいなということで私は言っているんです。
◎　議　　長（伊藤政博）
　ほかに質疑ありませんか。７番、木村君。
◎　７　　番（木村　一）
　今、様々な形で移住に対して実績がありませんということがありましたけれども、元々、受入体制がもうしっかりしていないと、来る人がいないのさ、現実論として。どこの自治体もやっぱりこの過疎に悩んでいるところは、最初にまず、建物を建てて、そして、受入体制をしっかりして、それからでないと、やっぱり呼び込むっていったって、なかなか来る自信が出てこないのさ。それで、今、空き家とか、例えばリフォームして、そういうふうにしてきているけれども、やっぱり新規就農するということは、ある程度、２人も３人も、先ほど町長が言った、固まって意見交換をして、そして、地域の人がそこに来て、それを補助して、そして、改めて新規就農で、そこで、私はここで営農しますと、そのあとに例えば空き家をリフォームして、一軒家がありませんとかという、そういう形で持って行くならいいけれども、最初から実績がありませんからって、ほかの自治体はみんな最初から建てているんだ、どんどんどんどん。鵡川もそうだし、浜中、それから、興部、これはもう新築でどんどん建てて、それが来る、来ないは別で、来るという前提でもってやっているんだから、私はこの今の担い手センター、これはＣＬＴもそうだけれども、これからの５０年とこの林業振興を絡めていくのであれば、当然、私もその立場にいる人間ですから、それで今、国からの補助金の問題はこれはまた別として、そういうのをやっぱりこれから先、見据えたら、やっぱり私は低炭素社会を目指しているのであれば、そういうことはやっぱり率先として取り組んでいってほしいなと私は思います。私はこのとおりの予算で賛成します。
◎　議　　長（伊藤政博）
　質疑ですから、討論でなくて質疑ですので、その点。修正案に対する質疑ですので。
　ほかに質疑ありませんか。５番、成澤君。
◎　５　　番（成澤五郎）
　今、いろいろとお話を伺っていまして、この修正動議を出された方々のやはり勇気というか、また、けい眼といいますか、そういった点は私も敬服するところです。しかしですね、やはりこれからこの知内町は、大きく飛躍していく時期にかかっているかと思っています。先程来の町長のやはり先駆的な先進的な取り組みという点で、国がやはり後押しをする、こういう時期にやはり事業を得た、やはり今回のこの事業かなというふうに考えるものです。また、やはり先ほど、いろいろと議論の中で、実績が確かにこれまで担い手の定着が乏しいという話もありましたが。

◎　議　　長（伊藤政博）
　発言中ですが、５番議員に申し上げますが、今の質疑の時間ですので、質問ということで考えて質問してください。討論でありませんので、賛成、反対の意見表明でありませんので、お間違いのならないようにお願い致します。
◎　５　　番（成澤五郎）
　質疑ということですね。
◎　議　　長（伊藤政博）
　質問です。提案者に対する。
◎　５　　番（成澤五郎）
　やはり実績がないということではありますけれども、私はまず、呼び水としてのこの建物という点では、これから、マスコミ、先だって、日本一のニラの生産地、栃木の紹介がありました。やはりこういったマスコミに載ると、多くの人たちが注目し、そして、そこへやはり水が高いところから、低いところへ流れるように、人もやはり注目して集まってくる、そういった点で、大きな呼び水になるのではないか、このように期待しているところです。
◎　議　　長（伊藤政博）
　休憩します。
　休憩を取り消し、会議を再開します。
　ほかに質疑ありませんか。ないようです。
　暫時休憩致します。
◎　副 議 長（谷口康之）
　休憩を解いて、会議を再開します。
　質疑ありませんか。１０番。
◎　１０　番（伊藤政博）
　修正案について、少しお尋ねします。実は私は農業委員会の会長もやっております。今から約１２、３年前にですね、農業委員会で１６７名の町内の経営者にアンケート調査をしました。その結果がですね、６０歳以上で後継者のいない農家というのは、正確な数字ちょっと覚えていないのですが、約４分の１から、３分の１いたわけです。そういうことでですね、将来的には今、知内の農業を担っている１６７名の方々がですね、どんどんと数が減っていくと。そういうことでですね、やはり経営体の数をきちんと守るということが非常に大事なことだなということで、もちろん後継者対策ですとか、あるいは、新規就農対策ということも非常に重要な課題だと思ってやってきておりました。そして、この度、ニラの共選機械が入りましたけれども、そのニラの共選機械を入れるときにですね、生産組合の組合長はじめＪＡの方が来て、議会に説明していただきました。その中でもですね、今、７０戸のニラの生産農家がいるんだけど、１０年後にはですね、５０を割るんでないかと、４０台の数になるというふうなお話もされております。そういうことで、後継者対策はもちろんですけれども、新規就農対策というのは、非常に大事な政策だなと思って、農業委員会でもですね、この１０年以上、そういうことで、先進的な新規就農対策をやっている町村を見て回りました。やはり先ほど７番議員からもお話がありましたけれども、私たちは月形と鵡川に行きましたけれども、やはりそこでは研修農場と大概、どこも２年間の研修期間なのですが、その２年間の研修期間、住める場所、住宅もきちんと整備してですね、やっていると、そういう状況であります。そこで、やはり一番感じたのはですね、そういう施設をきちんと作っていくということは、その町がですね、新規就農者に対する

取り組みの意欲として見られるんですね。ですから、北海道で農業をやりたい、何かをやりたいと思って、どこか自分に合った町村がないかと探したときに、やはりそういう体制がきちんと組んでいる町に対しては、積極的にじゃあ、その町に行ってもですね、いろいろな形でサポートしてくれるなと、安心感を持って新規就農者がその町を訪れてくれると、なかなかそういう場所がなければですね、幾ら来てくださいといっても、じゃあ、どこまで我々をサポートしてくれるのかという疑問も生じてくるわけであります。先ほどの提案理由の中で、新規就農者の数が全然ないのではないかと、実績がないのではないかということであります。本当に私たちもこのことに危惧してですね、先ほど申し上げたとおり、まず、環境を整えなければ来てもらえないんだということで、農業委員会では３年前に、農業委員会として町長の方に新規就農対策の１つとして建議をしております。ご意見を申し上げております。新規就農対策、十分やってくださいと。そのためには、研修農場や宿舎を作ってくださいということを農業委員会として町長にご提案を申し上げております。今回、こういう形でですね、なったということは、非常に私たちとしては、うれしい状況でありますし、また、ここ１、２年ですね、新規就農者、あるいは、移住者を求めて、様々な形で北海道はもとより、道外でもＰＲ活動をしていますけれども、やはりそのときに出てくる課題は、じゃあ、研修に行ったときに泊まる場所があるのかいという課題もあるわけです。確かに言われるように、リフォームしてということも可能でありますけれども、やはりリフォームした住宅よりも、きちんとした体制を整えているということがですね、非常に新規就農する方にに対する大きなＰＲになるだろうと思っていますので、是非ともこの部分は整備していただきたいと思っているわけです。

そこで、先ほどからの原案に対する質疑、あるいは、修正案に対する質疑、お聞きしました。決して、そういう研修者に対する宿泊施設ですね、いらないと言っているわけではないと。いわゆる、皆さんのお話を聞きますと、既存の空き家を利用してやればいいということでありますけれども、今回の出された案はゼロです。修正案はゼロです。そういうところに何も予算を見ているわけでありませんけれども、じゃあ、これを仮にですね、ゼロとなった場合に、今後、どのような形でですね、そのことが新規就農者の宿舎の問題をですね、どのような方向性を持って解決していこうとしているのか、お伺い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、西山議員。

◎　６　　番（西山和夫）

今、１０番議員より質問がありました。将来的なことも含めてですね、どう絵を描くのかということなんだろうと思いますけれども、自分の将来的なもの、予算を今、ゼロにして、じゃあ、これからどう組み立てていくのかということも関連して言わせてもらえば、従前から農業者とお話をさせていただいたときには、要するに今後１０年間、過ぎた後には、６９戸、議長、７０戸と言っていましたけれども、確か６９戸という記憶があるんですけれども、６９戸が５０戸くらいに減るだろうということで、今、ニラの出荷量、１２億円を突破したということで、この価格を維持できる体制づくりのために、まず、第一歩として施設の改修もありましたし、また、海外の研修生も含めて、今、それらの方々で対応して、個々の経営体制を変えていただく、もっと増産傾向に入っていただきたい。数量的なものをカバーしながら、何とか今の体制を維持したいということであります。そして、一方では、やはり高齢で後継者も帰ってこない、その対応だと思うんですね。一部から出ていたのは、農家から離れる、離農者の環境をそのままそっくり引き受けて、担い手を育てながら、そこに最終的に自分で自立経営をしていただきたいという声もありました。理

想的なのは、その方が新規就農者も経費もかかりませんし、そのまま施設を受けることによって、賃貸も発生するわけですから、相手側にも利益にもなりますし、まず、そういう体制を構築していく、そして、研修農場の話がありました。自分もその先ほどのお話の中に研修農場を意味するようなことを書いたつもりなんですけれども、伝わりませんでしたら申し訳ありませんけれども、以前、イチゴ農家の中で、イチゴ、震災で被害を受けて、離農せざるを得なかったイチゴ農家の方をＩＴ会社なんですけれども、それぞれ研修生の受入の施設を作って、そこで指導役としてサポートしていただいているという報道がありました。その中で、最終的にＩＴを活用しながら、将来のイチゴ栽培を構築するわけですけれども、ＩＴ会社がそういう異業種に入っていくわけですから、いろいろな活用をしながら、そういうものを作り上げていく、それも１つの手だなという思いの中で見ていましたけれども、これからは今の体制を維持するものと、また、その今のニラ農家から一歩踏み出る体制も必要なんだろうなという思いがしております。そういう意味では、いろいろ研修を得ながら、そういう知識を深めながら、農業者と対話しながら、さらなる所得のアップ、又は、就労の軽減等を入れながら、経営の安定基盤を構築する。要するに１０年後、２０年後の将来を見据えながら、構築していくというのも大切になってくるだろうと思っています。残念ながら、どういう組立てで予算取るとか、まだそこまでは考えていませんけれども、今、真っ先に必要だというのは、
そういう空き家を活用して、まず、迎える体制は当然作るべきだと思います。そういう空き家をリフォームして、ここに新規就農者を受け入れる体制を作るという拠点作り、そして、それに関連する農場の研修施設を複合的に整備するというのは、やはり大事なことなので、それは基本は変わらないだろうと思いますし、そこにどう近づけていくかというのは、これからいろいろ知恵を付けながら議論していくべき問題だろうと思っています。

◎　副 議 長（谷口泰之）

４番、松井議員。

◎　４　　番（松井盛泰）

提案説明した西山議員と同じ考え方は変わりないんですが、ただ、何回も言います。担い手センターは必要ないということは、一切言っていません。ただ、今回、予算を組まなかったというのは、ゼロにしたというのは、２８年度はゼロでいいでしょう。これらの問題については、２９年度以降、じっくり考えていく。これは、私個人的な考えになりますけれども、担い手センターイコール実践補助なんですよ。センターだけ作って、どこで働くのということなんだよ。農家の家へ行って、そこで学ぶのではなくて、自分たちが２年間なら２年間そこで働いて、そこで実践をする場所というのが必要なんですよ。これがまず、抜けているの。ただ、行政の考え方、建物建てれば、あと何とかなるでしょうでは駄目なんですよ。私の言いたいのはそこなんです。だから、その辺も含めながら、じっくりこれからこの問題について考えていこうと、そのためには、まず、とりあえずは、今の空き家対策、これを空き家のあるところについては、リフォームしながら、そこがもし、ハウスだとか、いろいろなものがあるんだったら、そこをきちんと住めるような形にして、それも利用できるような、二足のわらじでも、三足のわらじでも、そこに履きながら１つ考えていくのも、１つの手ではないだろうかというのが根底にあるということです。それを理解していただきたいと思います。

◎　副 議 長（谷口泰之）

１０番、伊藤議員。

◎　１０　番（伊藤政博）

まず、申し上げたいのはですね、今まで知内町は確かにここ何年かですね、ゼロです。というのは、私たちも外に向かって、知内に来てくださいというときにですね、やはりきちんとした体制が整われていなければ、なかなかそれは言いにくい。他にたくさんそういう設備が整った町村があるわけですね。そこにやっぱりこうしてですね、知内がもっと魅力的なんだよということを言えるために、やはりそれなりの設備がなければならない。そういう施設がないために、今までやっぱり声を出せなかったと。そういうことで、先ほど申し上げたとおり、３年前に町長の方に是非とも作ってくださいと。今、松井議員が言われた研修農場ももちろんそうです。それと、今、言った宿舎、この２つは不可欠なものだと思っていますので、まず、それができることによって、初めて外に向かってですね、知内で農業をやってくださいというのを、こんな言い方をすると、ちょっと誤解を受けるかもしれませんが、ニラというのは、新規就農者にとっては、そんなに魅力のある作物ではない。華やかな作物ではない。なかなかそこに来てくださいというには、難しい部分もあるので、やはりそれだけやっぱりこの町がですね、真剣に新規就農者を受け入れるという体制づくりを表現するという意味でもですね、こういう施設が必要だろうと思っています。それでですね、空き家対策等もそれはわからないわけでもないし、松井議員は何も全然やらないと言っているわけではない。２８年度はやらないけれども、これからそういうことも考えようということでありますけれども、今回、原案提案された経過を見ますと、そういう担い手センターが必要だということは、町長も私たちも農業委員会提案に対してご理解いただいて、そういうことを作ろうということになっていました。一方でやはり、林業振興というのも、この町の大きな柱としてあるわけですね。その林業振興の育成を考えたときに、今、日本の林業の世界でもＣＬＴということが非常に注目されているわけですね。ヨーロッパでは既にもう実用化されていると。日本ではまだその辺が建築基準法等の国の制度が整備されていないということで、将来こういうものが有効に活用されれば、ますます日本の林業が振興するだろうということで、建築基準法も改正されて、一部では使えるようになったと。そういう中で、やはりまだ一般的な認知度が低いわけですから、それはやはり公共の建物で使っていただくことによって、一般に対する認知度も高まり、それによって需要も喚起され、強いていえば、地元の林業にもつながるだろうということであります。そういう考え方でありますので、当然最初のものですから、お金がたくさん掛かるわけですね。先ほどコストの計算してもそうですから。高いわけですよ。ですから、そういう高いものに挑戦する町があるなら、国が全面的に財政支援しましょうということで、今回の交付金措置がされて、さらには、裏の財源もですね、起債の部分もちゃんとそれは充当ができるようなシステムを作ってくれているわけですから、町の持ち出しは非常に少なくて済む。ＣＬＴをやることによって、町の持ち出しが非常に少なくなる。確かに単価１７７万円と金額を聞けば、町民の皆さんからご批判はいただくかもしれないけれども、でも、国が全部面倒見てくれるんですよ、町の持ち出しはこのくらいで済むんですよということになります。じゃあ、坪単価が高いからもっと安いものにしようということを例えば従来工法でやったりですね、あるいは、それよりも建てないで、空き家を利用して、空き家をリフォームしてやるということも１つの方策ですから、そうなった場合に、交付金の措置や起債の裏付けというの何もないわけですが、一部にあるとは思いますけれども、そうしたときの町の持ち出しと、今回の提案の町の持ち出しと、どっちが少なくて済むかということはきちんと検討しているんですか。お尋ねします。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、西山議員。

◎　６　　番（西山和夫）

そういう対比するべきか、しないべきかという議論自体ちょっと疑念があるんですけれども、そういう対比していいのか、まず、交付税で、確かに石破大臣ですか、当時、地方創生で大臣やっていました。そして、今回のＣＬＴの座長も確か石破大臣だと、会長が聞いております。そういう意味では、地方創生仕掛けて、今、ＣＬＴ推進のトップにいるということは、いろいろな意味で財政支援はあるんだろうなという思いがあります。そういう意味で、国がどんどんどんどん支援してくれるんだろうと思いますけれども、ただ、今、それをやらないで、財源を比べたら、空き家でそしたら対応して、財源的に確かに１００％ですから、これに勝るものはないわけですよ、財源とすればね。ただ、今、これを離れて、確かに町の持ち出し大きくなるかもしれませんけれども、空き家等で対応して、まだまだ先があるわけですよ。認定子ども園、また、郷土資料館だとか、いろいろ考え方の中で、議論、まだ使える方向性、そういう有利な財源を活用して、まだまだやれる場面というのはあるわけですから、今、ここでやる、やらないから、こっちに投資掛ける分は多くなるんだろう、だから、選んだ方がいいんじゃないかという、その選択肢というのは、今の担い手センターという中身がわかっているわけですから、その箱に入る中身を考えた場合、今、そこに１００％だからといって投資するべきものではないという、自分の考えはあります。

◎　副 議 長（谷口泰之）

１０番、伊藤議員。

◎　１０　番（伊藤政博）

ちょっと私は違うんだな。今、担い手センターが必要です。担い手センターと言わなくてもいいや。とにかく新規就農して、研修してくれる人の泊まる場所が欲しい。これは必要だとわかっていますよね。そして、今回の町の提案でやると、それをこういう確かに１７７万円の坪単価のものが建つわけですけれども、それに対して、町の財政の負担が非常に少ないわけですよね、今の案ではね。西山さん、ほぼ１００％という言い方されましたけれども、そんな状況なわけですよ。じゃあ、それが駄目で、別な案でやろうということになった場合に、町の持ち出しがですね、今よりも大きくなるのであれば、私たちは、知内町議会議員として、必要なものをですね、如何に財政を効率よく活用して、建てていくかというのが１つの大きなポイントなわけですから、それよりも少ないという見込みが立つのであれば、もう少し先延ばししてですね、そういうことも考えられるんでしょうけれども、将来にわたったら、今の今回の案よりも、財政負担が大きくなるのであれば、町民から何で高いもの、逆に言うとですよ、確かに坪単価は安いかもしれないけれども、町の持ち出しが大きくなるんだったら、それは町民からどんな言い方されるか、私はちょっと疑問に思います。やはりそういう意味でですね、これから考えている案と比べて、町の財政の持ち出しは多いのか、少ないのかということをやはり検討しなければですね、ならないと思います。本当にこの担い手センターや宿泊施設がいらないというのであれば、ゼロにすればいいわけですけれども、必要であるならば、じゃあ、どういう形のそして、財源の持ち出しがどの程度で済むということを今回出された原案と比較しなければ意味がないだろうと思うので、もう一度、お尋ねします。

◎　副 議 長（谷口泰之）

６番、西山議員。

◎　６　　番（西山和夫）

ですから、先程来、島津室長にも尋ねた構造的なものの考え方ですよね。ＳＣですか、

そして、Ｓ構造だとか、いろいろな複合的、ＳＣだからといって、ＳＣだけ、ＲＣだけでなくて、複合的に集成材とか使った場合どうなのか、いろいろなやっぱり観点の中で、対比する材料が欲しかった。できればね。そういう材料の中で、ＣＬＴを使って、財源的に有利だということになれば、持ち出しが当然少ないということになれば、やはり最小限の財政出動で押さえるべきものというのは、考え方は一緒だと思うんです。ただ、今、言われたのは、それをじゃあ、空き家対応等でやった場合どうなるのかということですよね。当然、リフォームですから、今、ゼロに勝るものはないわけですから、ゼロ以上の過疎債使ったってゼロ以上になるわけで、３０％になるわけですから、それは間違いないだろうなという思いはします。ただ、総体的に要するに事業を組んだときですよ、提案する側は、総体的に事業を組んだ場合、そういう選択の中で、確かに今は財源選ぶことによって、多少の財源出るけれども、ゼロ以上は出ます。間違いなく。それを対比するという感覚的なものというのは、いかがなものなのか。将来的にＲＣという、それも繰り返しになりますけれども、使えるべきこれから箱物というのは出てくるわけですし、早々にやはり幼稚園の改修はしなければなりませんから、そういうものにＲＣ、又は、ＣＬＴ、Ｓ構造だとか、いろいろ提案するときには、そういう提案をいただいて議論するというのが基本になってくるだろうなと。今回、反省しているのは、ちょっとその対比をどうなんだという、ちょっと発言が遅かったということで、坪単価が出ましたけれども、それだけで果たして総体は見えてきませんから、そういう意味で、これからの総体的にみれば、決して損得勘定だけでは計れないものがあるだろうなと思っています。

◎　副 議 長（谷口泰之）

１０番、伊藤議員。

◎　１０　番（伊藤政博）

私が申し上げているのは、担い手センターのことであって、幼稚園や郷土資料館のことではないんですよ。どこにＣＬＴを使うかどうかという話ではないんです。今、担い手センターという建物を建てるときに、ＣＬＴを使うということによって、国からの高率な補助を得られて、何回も言いますけれども、町の財政が軽くなるわけですから、あくまでも目的は、新規就農者の宿をどう確保するかということですよね。それに対して、西山さんは、それは建物を建てなくても、今ある空き家をうまく利用すればいいんだということですから、それはそういうことで考えているみたいですから、だから、そういう点では、財政負担がどっちが大きいかということをやっぱりきちんと検証してやらなければですね、あとになって、１７７万円なら高いから駄目にしたけれども、別な制度でやったらそういう高率な補助金も何もないわけですから、町の持ち出しが大きくなったという場合に、本当に私たちは議員として、自分の町の財政をどう有効に使うかと考えた場合にですね、それは決して、結論としてはそういう方向ではあるべきでないと思っていますので。そういうことですから、簡単に、要するに後のことは何も考えていないということですね。発議者３人に聞きますけれども、そういうこれがなくなった場合に、もっと安くしてきちんとできるという、きちんとした案は持ち合わせていないということですね。

◎　副 議 長（谷口泰之）

４番、松井議員。

◎　４　　番（松井盛泰）

１０番議員とは、根本的に理解の仕方が違うと思うんですよ。担い手センターそのものは、理解していたのは、議員間みんな同じなんですよ。ただ、私たちの言うのは、今、確かに議員として、最小の経費で最大の効果というのは、これは誰だって同じこと。しかし、

今、我々はその時期ではないということを何回も言っている。だから、見解の相違はその辺が出てきているなというところはあえて言いますけれども、ただ、空き家を利用しながら、もし、何人でも担い手の人たちが知内に来るのであれば、それを利用しながら、いろいろな方策をやっていても、これを補うに余りある分だけ出てくるなと、私はそう思うんですよ。今、ここで、すべて国から１００％くるっていったって、最終的には、４千万円になるか、５千万円になるか、町の方では自己負担納めなければないのは事実なんです。だけども、そのことは言いませんが、しかし、これらの部分もらうから、これを建てて、すべてオーケーという考え方はないということ。

◎　副 議 長（谷口泰之）

６番、西山議員。

◎　６　　番（西山和夫）

反論するわけではありませんけれども、ただ、１１月ですか、この提案が下旬に申請期限ということで、事業自体を繰越しされるんだという方向で要するに町長も言っていましたけれども、事業費で１億２千万円で、要するに担い手センターをやりたいんだという、要するに急きょ舞い込んだ予算なわけですよね。それに何を貼り付けるか、そこの捉え方だと思うんですよ。要するに町側は、その予算に担い手センターを要するにはめ込んだわけですよね。担い手センターを。そういう予算の中で、担い手センターを組み込んで、要するに地方創生で要するに活性化させましょうということで、それがＣＬＴを使うことによって、国の補助も起債も有利なものを使えるということで、じゃあ、ＣＬＴで予算ちょっと膨らむけれども、それでやりましょうという方向性に変わった。ただ、当時、提案されたときに言いましたけれども、やはり長期計画を組んで、その中でＣＣＲＣを要するにやりましょうという計画に乗せたわけですよね。ＣＣＲＣ構想。だから、もし、そういう構想があるのであれば、なぜ、それにぶつけてくれなかったのかという、当時、協議会で発言をさせていただきましたけれども、今、あくまでもこれに絞ったので、要するに中身としてどうなのか、予算的なものどうのこうのと言っているわけじゃない。中身がその予算にくっつけてしまったから、それを切り離せるのであれば、今からでも切り離したいです。担い手センターでなくて、何かに。切り離せるものであればね、これから今、町が必要としている事業に。そういう思いです。

◎　副 議 長（谷口泰之）

１０番、伊藤議員。

◎　１０　番（伊藤政博）

まず、原点が多分違うんだろうと思いますね。先ほど一番最初に私が申し上げたとおり、新規就農者が今、増えていかなければ、知内の農業というのは、衰退する一方だということで、最初に申し上げました。そして、新規就農者を受け入れるために、やはりまちがそれだけの体制づくりをしているということをですね、皆さんに見せなければ、なかなか来てくれない。その例としては、研修農場と建物だと申し上げました。そういうことで、町長の方にもそういう建物を整備してくださいということで申し上げていました。そういうことで、町長も考えていたんでしょう。だから、お話があったときに、当初は１億何千万円くらいの規模で考えていると。それで、担い手センターを作ろうと思った。そしたら、それにＣＬＴをかましたらどうかとなったら、そういう先進的なことであれば、２億何千万円まで予算もなりますし、今、言われたとおり、高率のですね、国の交付金がもらえるということになったので、ＣＬＴということに工法が変わっていたわけですよね。ですから、先ほどから何回も言いますけれども、まず、先ほど誰か一番最初に町長とのやりとり

の中でありましたけれども、そういう立派なものが作らなければ来ないのかという言い方されましたが、事実、来ないんですよ、本当に。本当にそういう施設を持っていないところにはね、誰も来てくれないもの。現実なんだもの。ですから、先ほども言ったとおり、農業委員会という立場もあって、そういうことを町にお願いをしてですね、是非ともこういうものを作ってください。それでなければ、新規就農者の皆さん、なかなか知内に顔を向けてくれませんということでお願いしたわけですから、それに向けて町長がやってくれているわけで、それはもちろん、私たちが、農業委員会が提案したことを町長が受けてくれたわけですから、当然、言うことは同じかもしれません。それはね。だと思いますよ。ですから、ゼロが続いたから、実績出るまで待ってたら、絶対なりません。この施設を作ったから、じゃあ、できたから、来年からどんどん来てくれる、それもありません。保証できません、一切。本当に新規就農で来られている数が少ないです。だからといって、知内も黙って手をこまねいていたなら、本当に衰退ですから、できるだけそういうことでですね、何年間に１人、本当は理想をいうと、約１００戸の農家としますと、３０年の世代交代ですから、毎年３人の人が新規就農をしてくれる、それは新規就農という言い方はおかしいな、後継者として入ってくれる、それは農家の息子さんでもいいです。そのほかに新規、丸っきり新しい人、そういうふうに年間３人くらいずつ来ると、今の１００人というのを形体の規模を３０年で大体、世代変わりますので、計算上はそういうことになります。ですから、毎年１人、新規就農者来てくれればいいんですけれども、現実的には本当に月形や鵡川を見てもですね、本当に北海道の最高のところでも、年１人くらいしかきていませんので、非常に難しいと思いますけれども、かといって、難しいからといって、手をこまねいていたのでは、本当に知内の農業が先行きが見えている。だから、早い、遅いではない。本当に遅すぎたくらいで、もっと早くやるべきだろうと思いますので、まず、その辺の考え方をですね、少し変えていただくよう思うのですが、どうお考えなのか、私はやはりこの施設が先で、卵が先か、鶏が先かなんて、完全にこの施設は先です。

◎　副 議 長（谷口泰之）

６番、西山議員。

◎　６　　番（西山和夫）

この施設はやるべきですよ、当然。ただ、今のそのＣＬＴだとか、この事業に盛り込まれた施設まで必要がないんだろうと、現状ではね。だから、違う、確かに修正動議をかけたら、じゃあ、提案をせよということはわかりますけれども、要するに少ない予算で独自に公共の施設、又は、空き家を利用して、それは受入体制は整備できるわけですよ。極端な話、リフォームが駄目だったら、平屋の一軒家建てたっていいんですよ。２人、３人、共同。それでいいと思っています。ただ、今言われる、そこがちょっとなかなか理解してもらえない寂しさ、言葉のきっと伝え方なんだろうなと思うんですけれども、今、これだけ本当にゼロという、町の持ち出しがゼロという、本当にこれ以上のものはないわけですよね、国の補助。じゃあ、これを有効に、もう少し担い手センターは多少の財源が必要でも、そういうリフォームでやって、もっとこれから必要であろうという、そっちの方に向けてほしかったなということなんです。わかった。すみません、そういうことであります。

◎　副 議 長（谷口泰之）

１０番、伊藤議員。

◎　１０　番（伊藤政博）

言わんとすることはあれですね、今の交付金制度を活用して、担い手センターでなくて、もっと郷土資料館や幼稚園やそっちに振り向けてもいいかということですよね。ただ、私、

今、これは向こうに聞かなければ、町長方に聞かなければわからないですけれども、今の今回、国が見てくれている交付金の制度というのは、これから先、何年も先にあるかどうかということなんですね、問題は。今年度限りかもしれない。そのくらいの確認はきちんとしないと、なかなかそうですねとは言い難いです。ただ、今、言ったとおり、１つは担い手センターというのは、本当に緊急の課題でね、一番先に作ってほしい。私たちにしたらですよ。農家の立場として作ってほしい。確かに１７７万円という単価は高いです。言われたとおり、集成材を使って、従来工法でですね、１００万円以下でできるかもしれません。平屋でやったら、もっと下がるかもしれない。でも、そのときには、国のこんなに手厚い保護がないわけですから、町の財政の持ち出しが多くなると想定されるわけですよ。そうすると、やはり今の贅沢な施設かもしれないけれども、町の財源の持ち出しが少ない方がですね、町の財政上も有利なわけですし、もっと言えばですよ、国や道が進めているＣＬＴということをですね、知内町が率先してやることによって、これから知内町のみならずですね、この地域の林業振興にとって、様々な良い関係が道や国との関係ができてですね、林業振興にもプラスになるという背景もあるわけですから、そういうことも考えればですね、私たちの持ち出しで作るんだということであれば、それなりに考えなければないですけれども、それは全部、国がそういう政策に則って、今、やりなさいと、ＣＬＴをやりなさいと、一生懸命、国が政策を打ち出して、その裏付けとして、財源もきちんと確保してくれているわけですから、それに知内町が乗っかって、そして、さらには、国や道との林業振興の関係も良い関係も作れるということを考えればですね、今回は本当に棚からぼた餅以上のいい国からの制度だと思っていますので、私はその点では。

◎　副 議 長（谷口泰之）

６番、西山議員。

◎　６　　番（西山和夫）

理解したつもりだったんですけれども、もう少し理解してもらいたいというのは、今、平屋の新規就農者の担い手センターを作るとして、例えばですよ、５千万円かかる。今、幼稚園だ、保育園だって、改修するのには、やはり５億円、まして、木を使えば、６億８億円いっちゃうわけですよ。要するに５千万円をゼロにするか、８億円をゼロにするかという考え方なんです。だから、８億円ゼロという起債を借りられるのであれば、５千万円の措置を取らないで、こっちを取って、５千万円は自腹でやりましょうという方が、財源の有効活用は、それをちょっともう１回理解してもらえれば。それは極論で、そっちは文句あるかもしれないよ、事務的にはそれが可能なのかどうかわかりませんよ。

◎　副 議 長（谷口泰之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消しまして、質疑を再開致します。

ありませんか。

ここで、暫時休憩を致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、西山和夫君ほか２名から提出された修正案の質疑中であります。

ほかに修正案に対する質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

ここで、ちょっと暫時休憩をします。
休憩を取り消し、これから会議を再開致します。
これから、討論を行います。
まず、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。
９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

先ほどの質疑でもありましたように、私はですね、このＣＬＴを使った、この担い手センターの部分でですね、これから、うちの町の可能性というものをもっともっと期待を致しまして、この原案の分に対して賛成をしたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に原案及び修正案両方に反対するものの発言を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に修正案に賛成の方の発言を討論を求めます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、元に戻って、原案に賛成の方の討論、ほかにありませんか。
８番、笠松君。

◎　８　　番（笠松悦子）

９番の谷口議員と同じく、原案に賛成します。やっぱりこれは長年、私たちも求めていたものですし、せっかく今、こういうチャンスをものに変えて、チャンスをチャンスの本当のもっと良いものに変え、知内にもっとどんどん人が来られるような場所にしていくのに、私は大賛成です。是非とも、そこの場所の活用ももっともっと私が先に質問したようなことなどとか、若しくは、できればその中で、特産品なんかもできれば開発できるような施設も作るような案ですので、本当に期待しています。私は賛成します。

◎　議　　長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。
これから、議案第１号、平成２８年度知内町一般会計補正予算についての採決を行います。
まず、最初に本案に対する西山和夫君ほか２名から提出された修正案についての採決を行います。
賛成の方の起立を求めます。

（　起立少数　）

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。
次に原案について、起立によって採決します。原案に賛成の方の起立を願います。

（　起立多数　）

起立多数です。したがって、議案第１号、平成２８年度知内町一般会計補正予算（第１０号）については、原案の通り可決されました。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（　休憩　午後　３時３５分　）

（　再開　午後　３時５０分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

●　議案第２号　平成２８年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第９、議案第２号、『平成２８年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第２号、平成２８年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について。

平成２８年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，２７８万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億６，０７５万７千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。１６ページをお開きください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費については、補正額はありませんが、財源内訳を変更するものです。

１７ページ、２項徴税費、１目賦課徴収費についても、補正額はありませんが、財源内訳を変更するものです。

３項１目運営協議会費から１４万８千円を減額し、３３万３千円とするものです。委員会報酬を減額するものです。続きまして、２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費から３７２万８千円を減額し、３億８，６２７万２千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金、本年度の給付見込額により減額をするものです。

２目退職被保険者療養給付費、額の変更はありませんが、財源内訳のその他の内訳の変更の補正です。

続きまして、２１ページ、３目一般被保険者療養費から８０万円を減額し、３７０万円とするものです。１９節負担金補助及び交付金、本年度の給付見込額により減額するものです。

２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費から３３５万９千円を減額し、６，０７７万３千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金、本年度の給付見込額により減額をするものです。

２３ページ、２目退職被保険者高額療養費から２１万９千円を減額し、４２０万５千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金、本年度給付見込額により減額するものです。

４項助産諸費、１目出産育児一時金から２９４万円を減額し、１２６万円とするものです。１９節負担金補助及び交付金、本年度出産見込みの減により減額をするものです。

２５ページ、３款後期高齢者支援等、１項１目後期高齢者支援金に４１９万１千円を追加し、６，９６９万５千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金の額の確定により追加するものです。

６款介護給付費、１項１目介護納付金から３６１万８千円を減額し、２，８１９万５千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金の額の確定により減額をするものです。

７款共同事業拠出金、１項１目高額医療拠出金に４１万１千円を追加し、１，７３２万４千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金に額の確定により追加をするものです。

３目保険財政共同安定化事業拠出金から９８６万８千円を減額し、１億４，６９３万１千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金、額の確定により減額をするものです。

８款保険事業費、１項１目保健衛生普及費から１７６万７千円を減額し、４６２万３千円とするものです。１１節需用費、１３節委託料、それぞれ不用額と見込まれる額を減額するものです。

１２款予備費、１項１目予備費から９４万４千円を減額し、４１０万６千円とするものです。予備費を減額するものです。

引き続き、歳入を説明致します。３ページをお開きください。

１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税に２６２万８千円を追加し、１億５，１５６万６千円とするものです。医療給付費分現年課税から介護納付金分滞納繰越まで、それぞれ収入見込額により追加するものです。

２目退職被保険者国民健康保険税から９０万８千円を減額し、５７１万８千円とするものです。医療給付費分現年度課税分から介護納付金分滞納繰越まで、それぞれ収入見込額により減額するものです。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金に４０５万１千円を追加し、１億３，７００万円とするものです。療養給付費等負担金から後期高齢者支援金負担金まで、それぞれ収入見込額により追加、減額するものです。

２目高額医療費共同負担金に１０万１千円を追加し、４３３万円とするものです。高額医療費共同負担金収入見込みにより追加をするものです。

３目特定健診等負担金から２１万４千円を減額し、１００万３千円とするものです。収入見込みにより減額をするものです。

続きまして、２項国庫補助金、１目財政調整交付金から３，３０１万１千円を減額し、４，３６５万２千円とするものです。普通調整交付金３，０６７万円の減額。特別調整交付金２３４万１千円の減額。それぞれ収入見込額により減額をするものです。

４款療養給付費交付金、１項１目療養給付費交付金から２６６万６千円を減額し、１，６９８万３千円とするものです。収入見込額により減額をするものです。

５款前期高齢者交付金、１項１目前期高齢者交付金から１，０５８万４千円を減額し、９，８５４万３千円とするものです。収入見込額により減額をするものです。

６款道支出金、１項道負担金、１目高額医療費共同事業負担金に１０万１千円を追加し、４３３万円とするものです。収入見込額により追加をするものです。

２目特定健診等負担金から２１万４千円減額し、１００万３千円とするものです。収入見込額により減額をするものです。

２項道補助金、１目財政調整交付金から９８９万７千円を減額し、３千万円とするもの

です。普通調整交付金特別交付金、それぞれ収入見込額により減額をするものです。
７款共同事業交付金、１項１目共同事業交付金に２，７８３万４千円を追加し、２億１５４万６千円とするものです。高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、それぞれ収入見込額により追加をするものです。
９款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金から１万円を減額し、４，５１７万４千円とするものです。保険基盤安定繰入金から財政安定化支援事業繰入金、それぞれ額の確定により、追加、減額をするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

課長、すみません、２０ページの歳出、もう一回説明してくれないかな。

◎　生活福祉課長（松崎輝幸）

２０ページ、２項退職被保険者療養給付金ですけれども、ここには全く金額入っていませんが、その他の財源の中で、内訳が療養給付費交付金というものがありまして、これが１１２万９千円の減額と、それから、保険財政安定化事業交付金ということで、１１２万９千円、同じ額がたまたま。

◎　議　　長（伊藤政博）

その他の中で、プラスマイナスがあったということですね。
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第２号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第３号　平成２８年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１０、議案第３号、『平成２８年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第３号、平成２８年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について。
平成２８年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正です。第１条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２

５５万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，３２７万９千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。６ページをお開きください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から２７万５千円を減額し、２４３万２千円とするものです。９節旅費、それから、１３節委託料、それぞれ不用額により減額をするものです。

２項後期高齢者医療広域連合納付金、１項１目後期高齢者医療広域連合納付金に２８２万５千円を追加し、６，０１３万６千円とするものです。１９節負担金補助及び交付金、額の確定により追加をするものです。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金に５千円を追加し、１万２千円とするものです。２３節償還金利子及び割引料、過年度還付が生ずることから追加するものです。

引き続き、歳入の説明を致します。３ページをお開きください。

１款後期高齢者医療保険料、１項１目後期高齢者医療保険料に２８２万５千円を追加し、３，７０２万８千円とするものです。収入見込額により追加をするものです。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金から２７万５千円を減額し、２，５８１万２千円とするものです。事務費繰入金として額の確定により減額をするものです。

５款諸収入、２項雑入、１目保険料還付金に５千円を追加し、１万２千円とするものです。保険料還付金として追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第４号　平成２８年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１１、議案第４号、『平成２８年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第４号、平成２８年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について。

平成２８年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２１万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億２，３６９万８千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。６ページをお開きください。

４款地域支援事業費、１項介護予防事業費、１目二次予防事業費に８万７千円を追加し、９４６万８千円とするものです。職員手当等に不足を生ずることから追加をするものです。

２項包括的支援事業費・任意事業費、３目生活支援体制整備事業費から１３１万９千円を減額し、９３０万５千円とするものです。２節給料から４節共済費まで、職員の異動等によりそれぞれ減額をするものです。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金に１万３千円を追加し、３万３千円とするものです。２３節償還金利子及び割引料に還付金として追加するものです。

引き続き、歳入を説明致します。３ページをお開きください。７款繰入金、１項一般会計繰入金、４目その他一般会計繰入金から１２３万２千円を減額し、２，０３９万６千円とするものです。事務費繰入金として、額の確定により減額をするものです。

５目低所得者保険料軽減繰入金から３万５千円を減額し、１１４万円とするものです。額の確定により減額をするものです。

２項基金繰入金、１目介護保険事業基金繰入金に４万８千円を追加し、３１９万４千円とするものです。額の確定により追加をするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第５号　平成２８年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１２、議案第５号、『平成２８年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第５号、平成２８年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について。

平成２８年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３４８万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９，９８８万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。８ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から２８万円を減額して、１，２９０万７千円とするものでございます。１９節負担金補助及び交付金で、下水道利用促進補助金の不用と見込まれる額、３０万円減額。２７節公課費で、消費税の確定により不足が見込まれる額、２万円の追加でございます。

次のページでございます。２目施設維持費から３２０万円を減額して、１億３７４万７千円とするものでございます。１１節需用費から１５節工事請負費までの事業費の確定並びに過不足の見込みにより追加、減額をするものでございます。

つづきまして、3ページをお開きください。歳入でございます。1款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料に１７０万円を追加して、３，８００万円とするものでございます。これは町内の工事関係による臨時の下水道使用料が増加したことにより、追加するものでございます。

次のページでございます。２項手数料、１目手数料で、工事検査手数料及び浄化槽汚泥手数料が見込みより増加したため、２０万６千円を追加し、５８万６千円とするものです。

５ページでございます。２款国庫支出金、１項国庫補助金、１目下水道国庫補助金で、知内町クリーンセンター電気設備更新事業費確定により、１５２万７千円を減額し、２，７４７万３千円とするものでございます。

６ページでございます。３款繰入金、１項１目一般会計繰入金が２５５万９千円を減額し、１億９２３万５千円とするものです。

７ページをご覧ください。６款１項町債、１目下水道事業債からクリーンセンター電気設備更新事業費確定により１３０万円を減額して、２，２７０万円とするものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第５号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第６号　平成２８年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）について

◎　議　　長（伊藤政博）
次に日程第１３、議案第６号、『平成２８年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐々木孝幸）
議案第６号、平成２８年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）について。
平成２８年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５１万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，５０６万９千円とする。
２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。
歳出からご説明します。５ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、２目施設維持費から５１万円を減額し、９６６万１千円とするものでございます。１１節需用費から１３節委託料まで、不用が見込まれる額及び事業費の確定により減額するものでございます。
次に３ページをお開きください。１款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料に１０万円を追加して、２８０万円とするものでございます。
次のページでございます。２款繰入金、１項１目一般会計繰入金から６１万円を減額して、２，１４７万５千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第６号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第７号　平成２８年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１４、議案第７号、『平成２８年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第７号、平成２８年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について。

第１条、総則。平成２８年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量でございます。平成２８年度知内町水道事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

２、年間総給水量を５７，８６８㎥追加して、９１１，８６８㎥とし、３、１日平均給水量は、１５８㎥追加して、２，４９８㎥とするものでございます。（４）主要な建設改良事業につきましては、浄水施設改良費は、３０２万円減額して、３，８２３万円。排水設備改良費は、３０７万円減額して、３，１７４万７千円。営業設備費は、１１万円減額して、８４７万２千円。消化栓設置費は１０１万円減額し、４０９万３千円とするものでございます。

第３条、収益的収入及び支出でございます。予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

下の表でございます。収入におきまして、１款水道事業収益、１項営業収益に８９０万円を追加して、水道事業収益合計で１億４，８６５万４千円とするものでございます。

次のページをお開きください。支出におきまして、１款水道事業費用、１項営業費用から６万１千円を減額して、水道事業費用合計１億１，８４３万５千円とするものでございます。

第４条、資本的収入及び支出。予算第４条、本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８，５３８万７千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５７９万６千円、減債積立金７７５万４千円、過年度分損益勘定及び留保資金７，１８３万７千円で補てんするものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。１款資本的収入、２項工事負担金から１０２万３千円を減額して、資本的収入４９１万円とするものでございます。

支出でございます。１款資本的支出、１項建設改良費から７２１万円を減額して、資本的支出合計９，０２９万７千円とするものでございます。

内訳をご説明致します。３ページをご覧ください。平成２８年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入でございます。１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益で、水道料金を８９０万円追加して、水道事業収益合計１億４，８６５万４千円とするものでございます。

次のページをお開きください。収益的支出でございます。１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費から３目総掛費で、不用額の増減でありますが、２目配水及び給水費の材料費を７０万円追加補正をしております。これは、貯蔵品からの振替分でございまして、従前、貯蔵品管理の中で整理しておりました、出庫分の管財費でございますが、支出予算に振替をすることにより、水道事業費用の原価がよりわかりやすくなることから、今回、このように補正するものでございます。なお、新年度予算では、貯蔵品から振替分を当初から見込んだ予算編成をしてございます。また、４目減価償却費、５目資産減耗費は、工事数量が確定したことから今回補正するものでございます。

次のページ、５ページをご覧ください。資本的収入でございます。１款資本的収入、２項１目工事負担金で、消火栓更新工事の事業費確定により工事負担金１０２万３千円を減額し、資本的収入合計で４９１万円とするものです。

次に６ページをご覧ください。資本的支出でございます。１款資本的支出、１項建設改良費で７２１万円を減額し、資本的支出合計で９，０２９万７千円とするものでございます。１目浄水施設改良費から４目消火栓設置費まで、すべて事業費確定による減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

３ページの部分で、水道使用量８９０万円増額になっていますけれども、この主な要因は、どういうことなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐々木孝幸）

これについては、ほとんどが北海道電力知内火力発電所、この水量の増加によるところでございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、西山君。

◎　６　　番（西山和夫）

関連してなんですけれども、今、北電に総体どのくらいの数量が供給されて、金額的にどのくらいなのか。それと、今、北電側からですね、タービンを冷やす水、今、河川対応と水道対応をしておりますけれども、もし、水道対応、もう少し増やしたいということであれば可能なのか、供給量の総枠として可能なのか、無理なのか、お尋ねします。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、北海道電力知内火力発電所、うちの水道の水量というのは、およそ９０万ｔ、そのうちの３分の１、３０万ｔから３５万ｔ、この水量が北海道電力知内火力発電所に供給している水量でございます。そして、現在、北電の方と１日１，２００ｔマックスで水道供給の契約をしておりますが、これにつきましては、現在のうちの元町の浄水場の能力からいきますと、追加をしても２００ｔ、３００ｔというようなところで、今の契約１，２００ｔが能力相当かなというふうに考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第８号　知内町中小企業振興のための融資等に関する条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１５、議案第８号、『知内町中小企業振興のための融資等に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎　産業振興課長（西野俊一）

議案第８号、知内町中小企業振興のための融資等に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町中小企業振興のための融資等に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町中小企業振興のための融資等に関する条例の一部を改正する条例。

知内町中小企業振興のための融資等に関する条例（平成１４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中、「函館信用金庫知内支店」を「道南うみ街信用金庫知内支店」に改める。

今回の改正ですが、この度、函館信用金庫が道南うみ街信用金庫に変わったことによるものであります。

予算説明資料の見出し５の産業振興課関係に新旧対照表がありますので、後ほどご参照願います。

最後に附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行し、平成２９年１月２３日から適用します。以上で説明を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第８号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第９号　知内町旅館・民宿・下宿整備事業利子補給条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）
次に日程第１６、議案第９号、『知内町旅館・民宿・下宿整備事業利子補給条例の一部を改正する条例について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
産業振興課長。
◎　産業振興課長（西野俊一）
議案第９号、知内町旅館・民宿・下宿整備事業利子補給条例の一部を改正する条例について。
知内町旅館・民宿・下宿整備事業利子補給条例の一部を次のように改正する。
次のページです。知内町旅館・民宿・下宿整備事業利子補給条例の一部を改正する条例。
知内町旅館・民宿・下宿整備事業利子補給条例の一部を改正する条例（平成４年条例第１号）の一部を次のように改正する。
別記１中「函館信用金庫知内支店」を「道南うみ街信用金庫知内支店」に改める。
この改正につきましても、函館信用金庫が道南うみ街信用金庫に変わったことによるものであります。
予算説明資料見出し５の産業振興課関係に新旧対照表がありますので、後ほどご参照願います。
最後に附則としまして、この条例は、交付の日から施行し、平成２９年１月２３日から適用をします。以上で説明を終わらせていただきます。
◎　議　　長（伊藤政博）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第９号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● **散会宣言**

◎ **議　　長（伊藤政博）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会致します。

どうもご苦労様でした。

（　散会　午後　４時２３分　）